

---

---

# 宮崎市 子どもの生活状況調査

---

---

## 報告書

平成30年3月

宮崎市 子育て支援課

## 目 次

1. 調査の目的 .....	1
2. ニーズ調査結果概要 .....	1
3. 意見交換会概要 .....	2
4. 調査結果概要 .....	3
(1)本市における子どもの貧困に関する状況 .....	3
(2)子ども・家庭の課題と子どもの貧困 .....	15
(3)その他アンケート .....	27

## 1. 調査の目的

本市の子どもの生活状況に係る福祉・教育の方向性を検討するため、子育て世帯の経済状況、子どもの生活実態、支援ニーズ等についてニーズ調査を実施するとともに、本市において生活に困窮していると想定される子どもや家庭の生活状況について把握することを目的として、日ごろから困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている施設職員や学校教員や地域団体及びNPO 法人などの関係団体に対し、意見交換会を実施しました。

## 2. ニーズ調査概要

### (1) 調査時期

平成 29 年 7～10 月

### (2) 調査対象及び調査実施方法

調査対象及び調査実施方法は以下のとおりです。

図表 1-1 ニーズ調査対象及び調査実施方法

調査対象	調査実施方法
保護者 (小学1年生・小学6年生・中学3年生)	調査用紙を各学校へ訪問もしくは送付により配布・回収
中学3年生	
小中学校教職員	
民生委員・児童委員・主任児童委員	調査用紙を民児協定例会にて配布・回収
教育・保育サービス事業者等	調査用紙を郵送により配布・回収

### (3) 配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は以下のとおりです。

図表 1-2 ニーズ調査配布・回収状況

区分	配布数	回収数	回収率
保護者（小学1年生）	3,900	3,493	89.56%
保護者（小学6年生）	3,719	3,317	89.19%
保護者（中学3年生）	3,863	3,329	86.18%
中学3年生	3,863	3,522	91.17%
小中学校教職員	500	423	84.60%
民生委員・児童委員・主任児童委員	743	685	92.19%
教育・保育サービス事業者等	244	174	71.31%
合計	16,832	14,943	88.78%

### 3. 意見交換会概要

#### (1) 調査実施方法等の概要

以下の関係団体に対し、平成 29 年 8 月 17 日の午前と午後、平成 29 年 8 月 23 日の午前と午後、および平成 29 年 8 月 25 日の午前、1 回 4~5 名程度で 1 時間 30 分程度の意見交換会を実施しました。

図表 1-3 意見交換会調査実施方法等の概要

No	分類	所属	実施日
1	児童養護施設	みんせいかん	8 月 17 日午前
2	児童養護施設	カリタスの園児童養護施設竹の寮	〃
3	保育園	宮崎市保育会代表	〃
4	社会教育関係	赤江東地区青少年育成協議会会長	〃
5	相談業務	SWING-BY	〃
6	ひとり親支援	宮崎市母子・父子・寡婦協議会会長	8 月 17 日午後
7	親子食堂	一般社団法人 日本プレミアム能力開発	〃
8	学習支援	NPO 法人 ままの手	〃
9	行政	自立支援相談センター「これから」	〃
10	相談業務	NPO 法人チャイルドラインみやざき	〃
11	子育て支援	みやざき子育て支援センター	8 月 23 日午前
12	特別支援コーディネーター	宮崎小学校教諭	〃
13	社会教育関係	宮崎市青少年指導委員連絡協議会	〃
14	行政	保健センター	〃
15	学校関係	スクールアドバイザー	8 月 23 日午後
16	学校関係	スクールアドバイザー	〃
17	学校関係	宮崎県立宮崎東高校	〃
18	行政	社会福祉第一課 自立支援係	〃
19	社会教育関係	宮崎市青少年育成連合会会長生目台青少年育成連絡協議会会長	〃
20	学校関係	恒久小学校 生徒指導主事	8 月 25 日午前

#### (2) 分析の方法等の概要

意見交換会の事前に関係団体にヒアリングシートを送付し、提出されたヒアリングシートを基に、「子どもの保護者の特徴・課題等」、「子どもの特徴・課題等」「制度・連携の仕方等に関する課題等」の 3 つの観点から整理した。

また、それぞれの意見交換会から出されたキーワードや関係性について、関係図により困窮状態にある子どもや家庭の生活の実態に関し課題等を抽出・整理を行いました。

## 4. 調査結果概要

### (1) 本市における子どもの貧困に関する状況

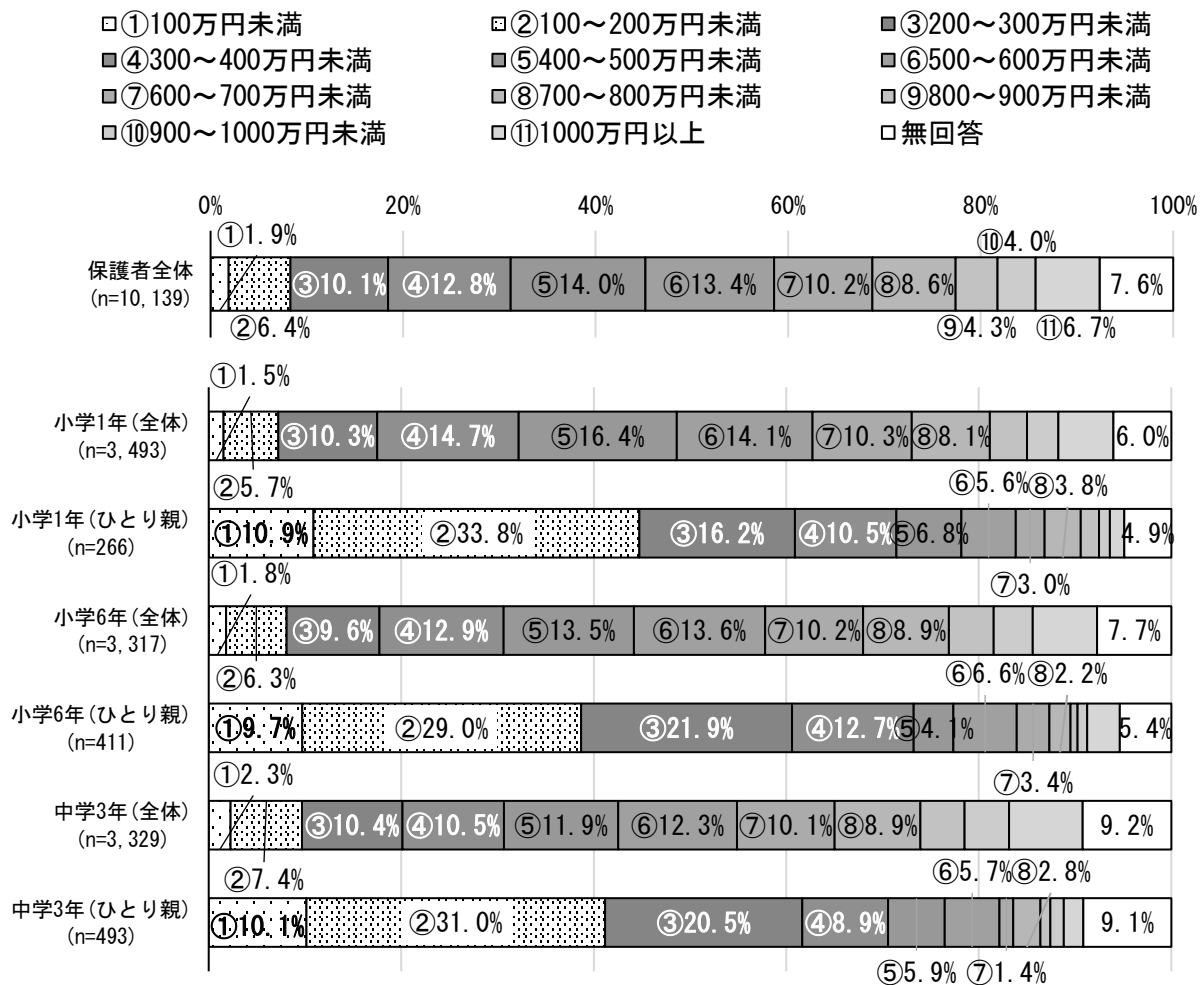
#### ① 年収 200 万円を下回る世帯で生活する子どもの割合について

保護者アンケート(小学1年生、小学6年生、中学3年生)を基に、世帯年収の状況を見ると、年収が200万円未満の世帯割合は、全体では8.3%、小学1年生では7.2%、小学6年生では8.1%、中学3年生では9.7%となっています。

また、ひとり親世帯の世帯年収の状況を見ると、年収が200万円未満の世帯割合は、小学1年生では44.7%、小学6年生では38.7%、中学3年生では41.1%となっています。

本市に暮らすひとり親世帯の約4割が世帯年収200万円を下回る状況にあり、ひとり親世帯の状況は厳しい水準にあると言えます。

図表 1-4 世帯年収



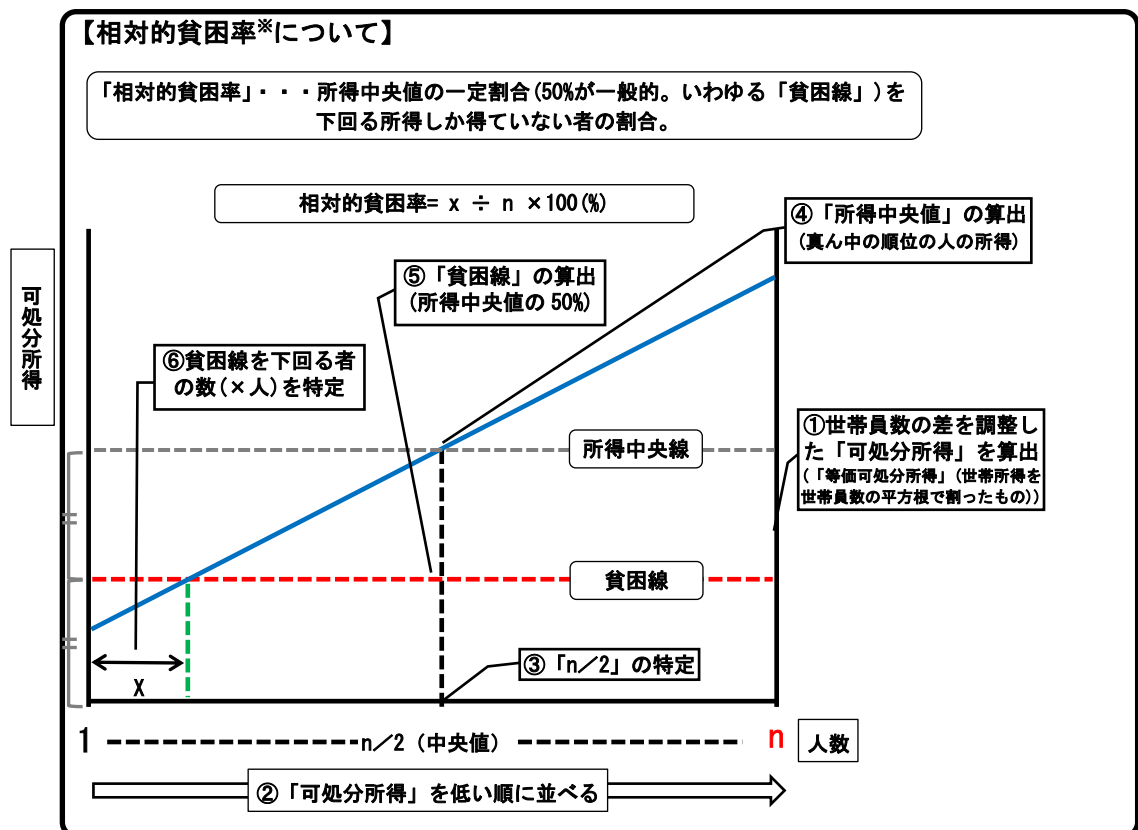
※ひとり親世帯は、お子さんの家族構成について、「父」、「母」、「兄弟姉妹」、「祖父」、「祖母」、「おじ」、「おば」のいずれか1つのみと回答した方又は「父」、「母」、「祖父」、「祖母」、「おじ」、「おば」のいずれか1つと「兄弟姉妹」に回答した方を対象とした。

※相対的貧困と絶対的貧困

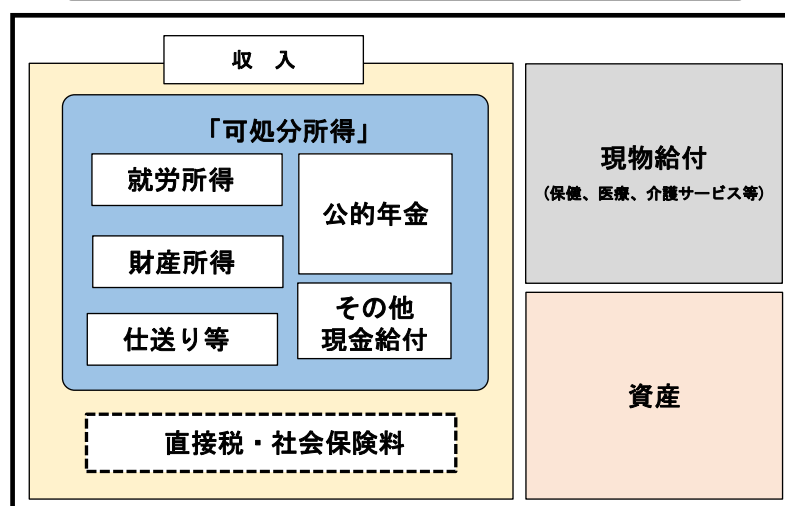
子どもの貧困の状態を示す際に、「相対的貧困」と「絶対的貧困」という考え方があります。相対的貧困は「社会全体のレベルを勘案して判断される貧困」で、絶対的貧困は「社会全体のレベルに関わらず特定の水準で判断される貧困」のことをいいます（平成24年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の生活困窮支援のあり方に関する研究報告書」より）。

子どもの貧困率は、相対的貧困の考え方によるもので、18歳未満の子どものうち、貧困線※（等価可処分所得※の中央値の半分）を下回る水準で生活している子どもの割合です。国が実施する国民生活基礎調査により算出され、子どもの貧困の状況を示すひとつの指標として使用されます。

図表 1-5 相対的貧困と絶対的貧困



相対的貧困率の算出に当たって用いている「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



出所：厚生労働省国民生活基礎調査に関する Q&A

## ※貧困の状況

平成 27 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分、熊本県を除く。）は 122 万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合、熊本県を除く。）は 15.6%（対 24 年△0.5 ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17 歳以下）は 13.9%（対 24 年△2.4 ポイント）となっている。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.9%（対 24 年△2.2 ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では 50.8%（対 24 年△3.8 ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では 10.7%（対 24 年△1.7 ポイント）となっている。

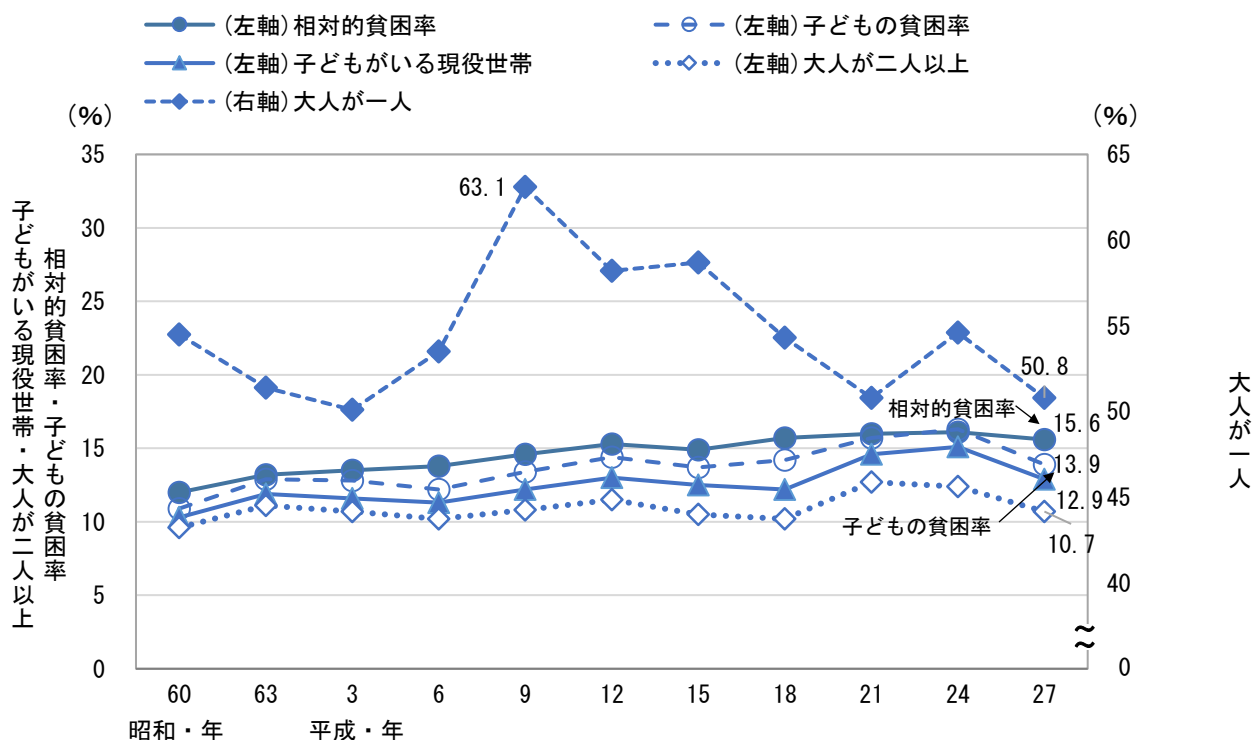
図表 1-6 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	（単位：％）										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
	（単位：万円）										
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出所：平成 28 年 国民生活基礎調査の概況

図表 1-7 貧困率の年次推移

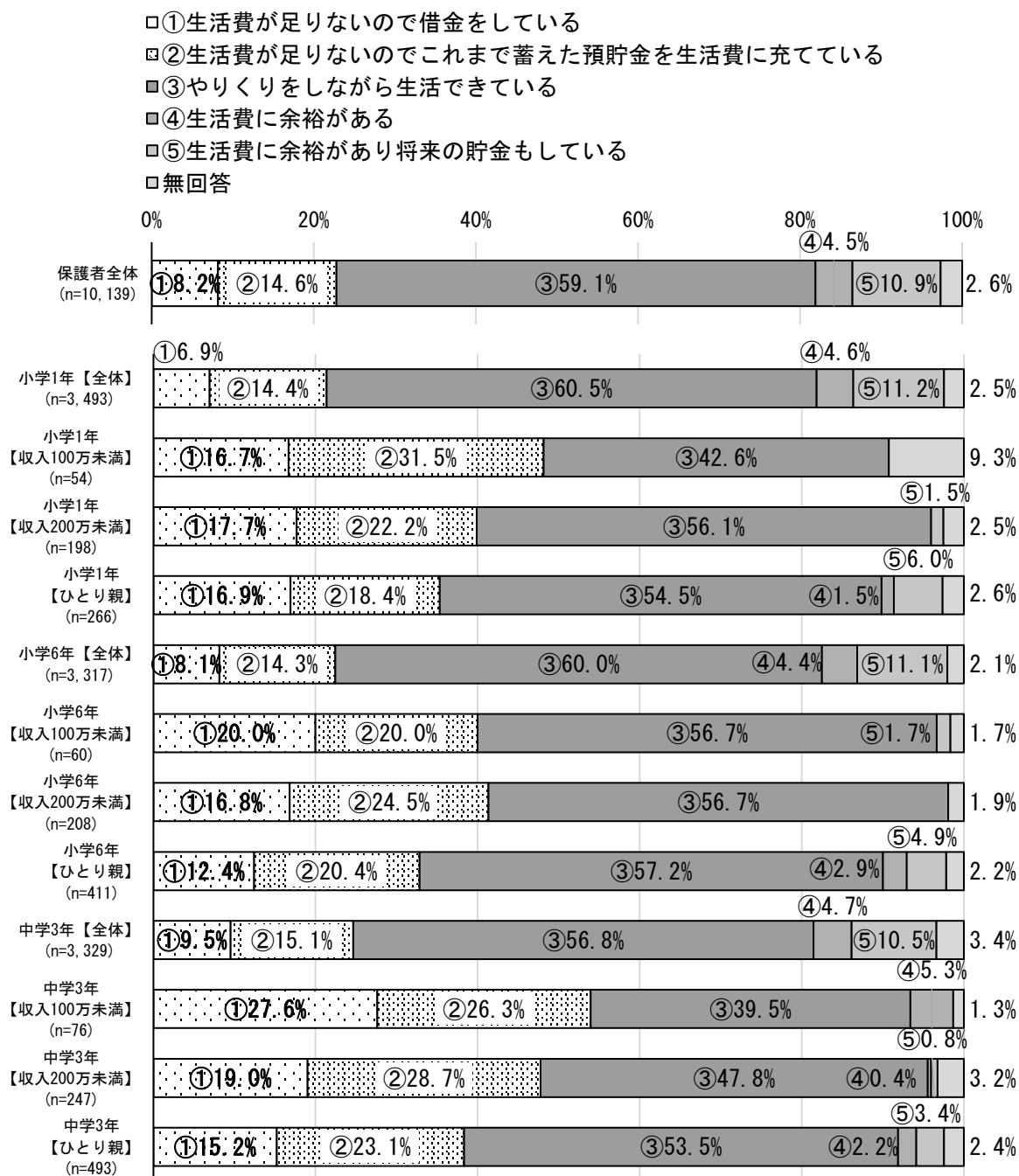


## ②暮らし向きに関する認識

保護者アンケート(小学1年生、小学6年生、中学3年生)によると、現在の暮らしの状況に対する認識について、「苦しい」(「生活費が足りないので借金をしている」又は「生活費が足りないのでこれまで蓄えた預貯金を生活費に充てている」と回答した割合は、保護者全体では22.8%、小学1年生では21.3%、小学6年生では22.4%、中学3年生では24.6%となっています。

また、年収200万円未満の世帯とひとり親世帯の、現在の暮らしが「苦しい」(「生活費が足りないので借金をしている」又は「生活費が足りないのでこれまで蓄えた預貯金を生活費に充てている」と回答した割合は、市全体と比較し、年収200万円未満の世帯では、最大約2.3倍(小学1年生世帯年収100万未満)、ひとり親世帯では、最大約1.7倍(小学1年生)となっており、他の世帯と比較して厳しい状況にあります。

図表 1-8 暮らしの状況に対する認識





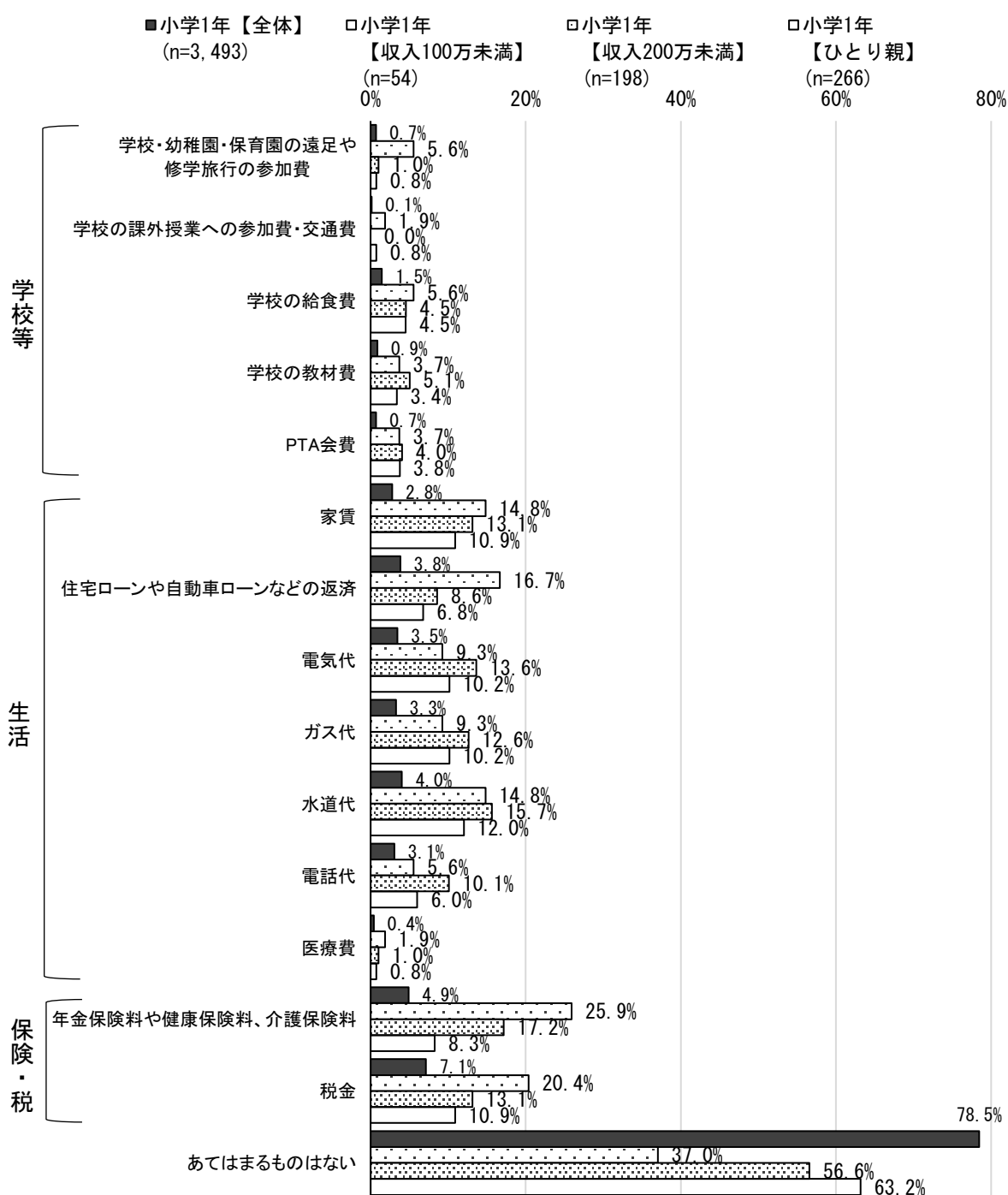
### ③「物質的剥奪」の状況にある世帯の割合について

子どもの貧困の状況について、社会で通常必要と考えられる学費や生活費等の支払いが滞ったことがあるかについて把握をしました。

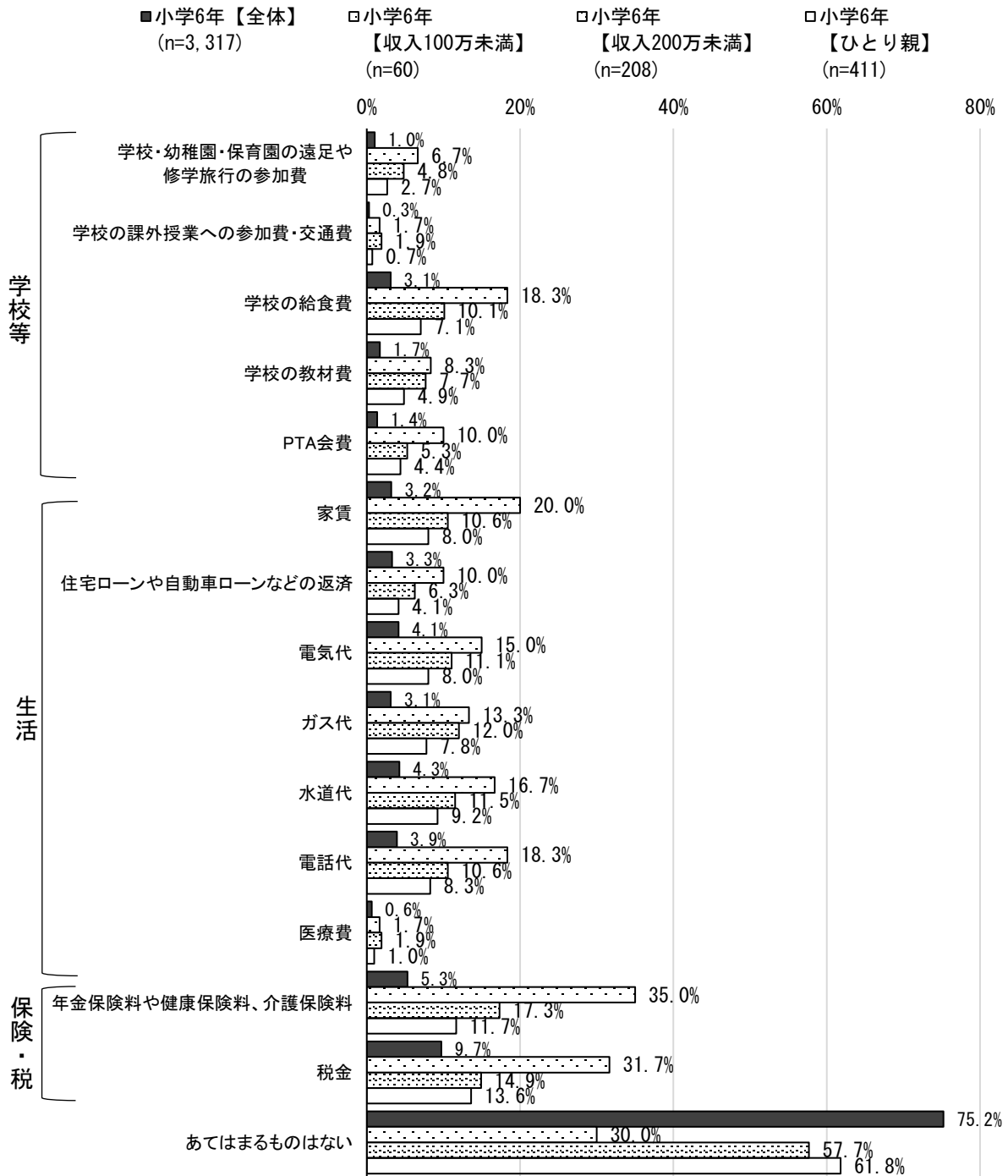
保護者アンケート(小学1年生、小学6年生、中学3年生)によると、「年金保険料や健康保険料、介護保険料」、「税金」等の社会保障費が滞る割合が高くなっています。また、学校に関連する費用の滞る割合は、小学1年生では約5%程度(小学1年生世帯年収100万未満)となっていますが、小学6年生になると「給食費」の滞る割合が高くなっており、中学3年生になると「給食費」と「教材費」の滞る割合が高くなっています。

また、生活に関連する「家賃」、「光熱費」等についても、小学6年生、中学3年生と学年が上がるにつれ、滞る割合が高くなっています。

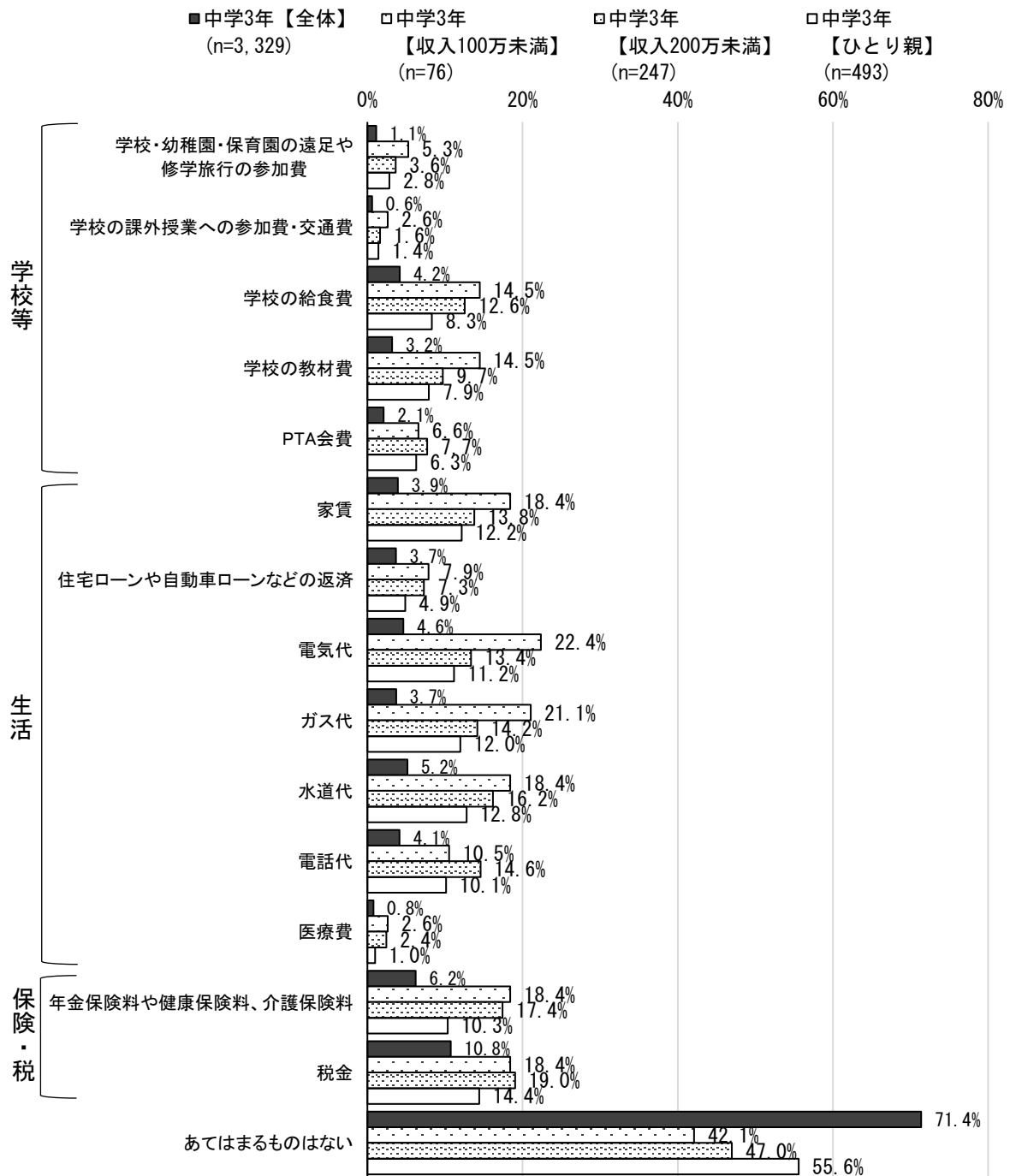
図表 1-9 支払いの滞った費用について(小学1年生)



図表 1-10 支払いの滞った費用について(小学6年生)



図表 1-11 支払いの滞った費用について(中学3年生)



#### ④経済的困難等、特に困難を抱えやすい子ども・世帯について

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、「優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある」「支援を要する緊急度の高い子供」として、社会的養護を必要とする子ども、生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもが示されています。本市におけるこれらの子どもの数や世帯数の推移、ならびに、「就学援助を受けている子ども」の状況は次のようになっています。

##### ◆生活保護世帯の子ども

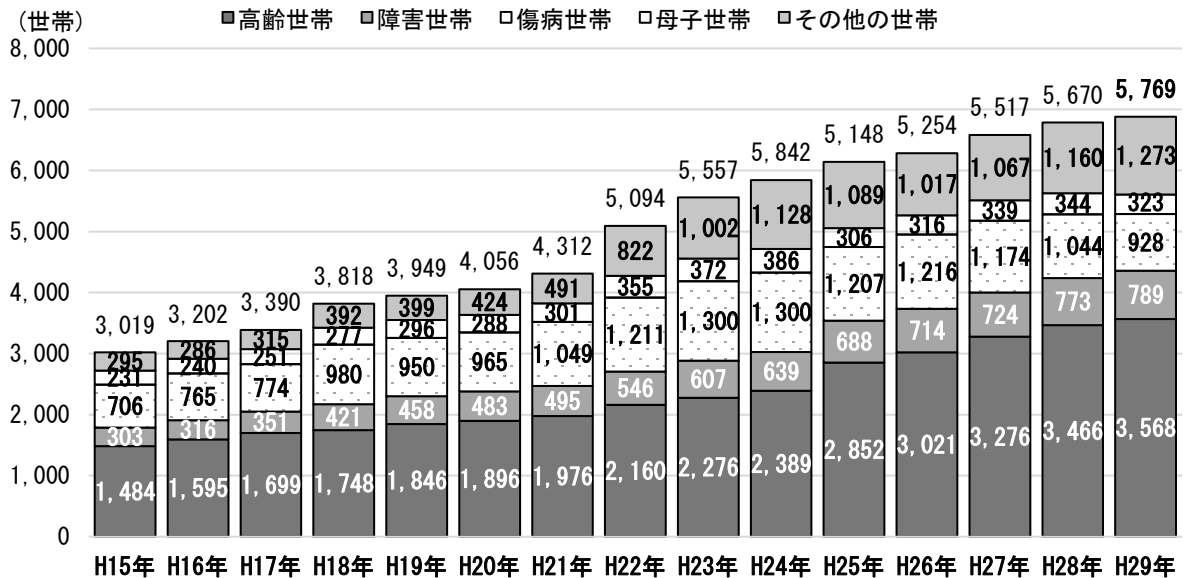
生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。

本市の生活保護受給世帯数は、年々増加傾向にあり、平成29年には5,769世帯となっています。

近年の生活保護受給世帯数の推移を世帯別でみると、「高齢世帯」、「障害世帯」、「その他の世帯」は増加傾向、「傷病世帯」は減少傾向、「母子世帯」は増減を繰り返しています。

図表 1-12 宮崎市の生活保護世帯の推移

区分	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
高齢世帯	1,484	1,595	1,699	1,748	1,846	1,896	1,976	2,160	2,276	2,389	2,852	3,021	3,276	3,466	3,568
障害世帯	303	316	351	421	458	483	495	546	607	639	688	714	724	773	789
傷病世帯	706	765	774	980	950	965	1,049	1,211	1,300	1,300	1,207	1,216	1,174	1,044	928
母子世帯	231	240	251	277	296	288	301	355	372	386	306	316	339	344	323
その他の世帯	295	286	315	392	399	424	491	822	1,002	1,128	1,089	1,017	1,067	1,160	1,273
総世帯数	3,019	3,202	3,390	3,818	3,949	4,056	4,312	5,094	5,557	5,842	5,148	5,254	5,517	5,670	5,769



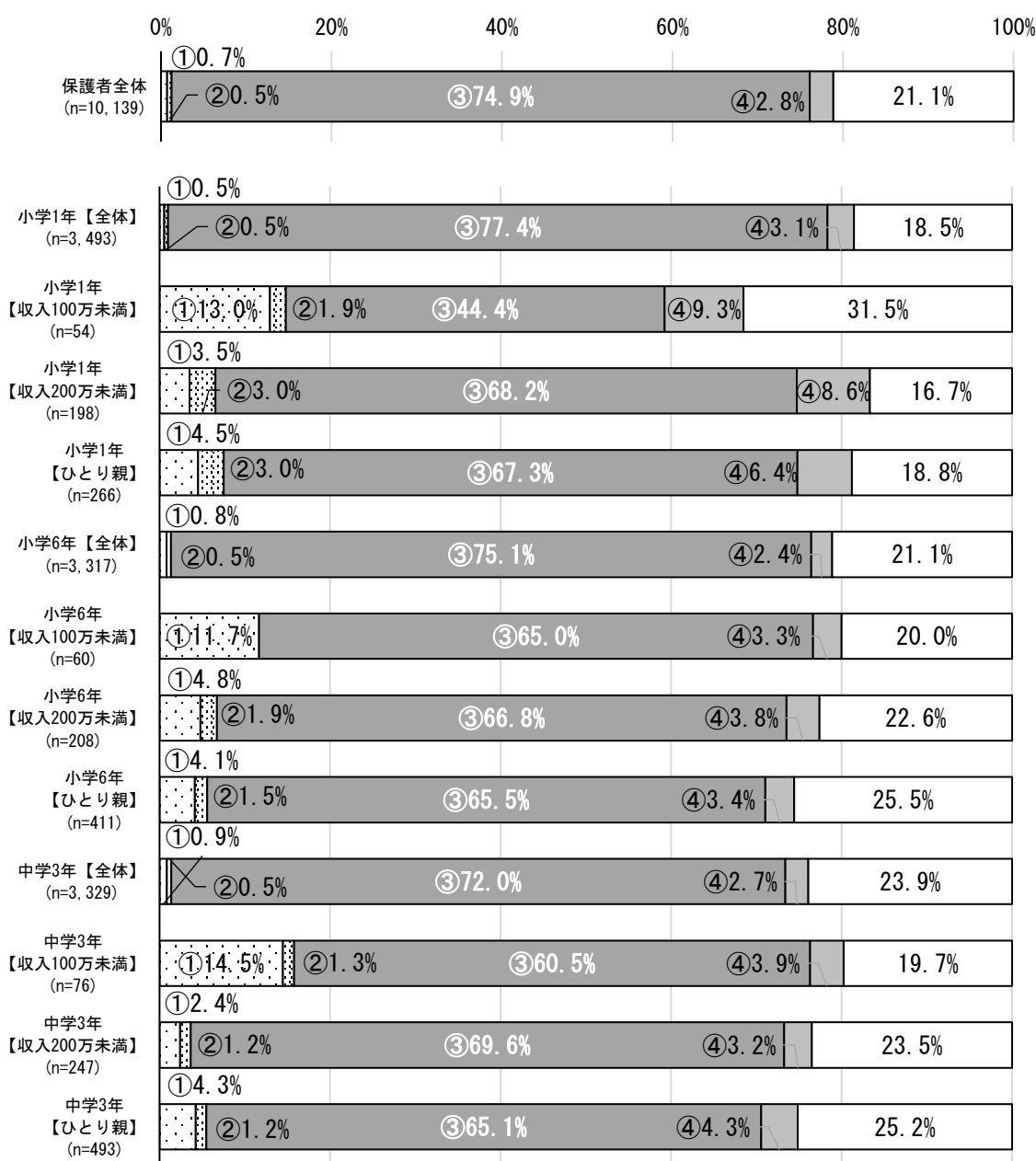
出所：みやざき市の福祉(各年4月1日現在)

※H18年1月 佐土原町、田野町、高岡町合併、H22年3月清武町合併

生活保護の受給状況について、保護者アンケート(小学1年生、小学6年生、中学3年生)によると、生活保護を「受けている」又は「受けたことがある」と回答した世帯の割合は、保護者全体では1%程度であるのに対し、年収200万円未満の世帯では最大で15.8%(中学3年生世帯年収100万円未満)、ひとり親世帯では最大で7.5%(小学1年生)となっています。

図表 1-13 生活保護受給の有無

□①受けている □②受けたことがある □③受けたことがない □④わからない □無回答



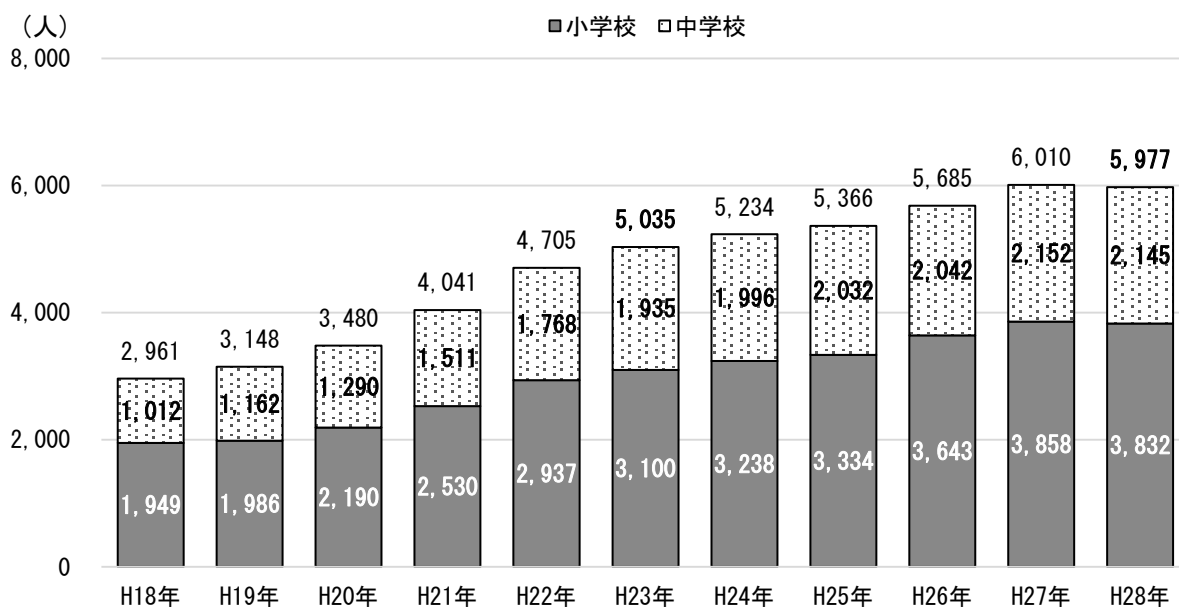
◆就学援助を受けている子ども

学校教育法第 19 条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」とされており、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助しています。就学援助の対象となる保護者は、生活保護を受給しているか、それに準ずる経済的困窮の状況にあると本市が認定した方です。

本市の就学援助受給者数は、年々増加しており、平成 29 年には 5,977 人で、平成 23 年(清武町と合併後)と比較しても約 1.2 倍となっています。

図表 1-14 宮崎市の就学援助受給数の推移

区分	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
小学校	1,949	1,986	2,190	2,530	2,937	3,100	3,238	3,334	3,643	3,858	3,832
中学校	1,012	1,162	1,290	1,511	1,768	1,935	1,996	2,032	2,042	2,152	2,145
計	2,961	3,148	3,480	4,041	4,705	5,035	5,234	5,366	5,685	6,010	5,977



出所：教育要覧(各年 3 月 31 日現在)

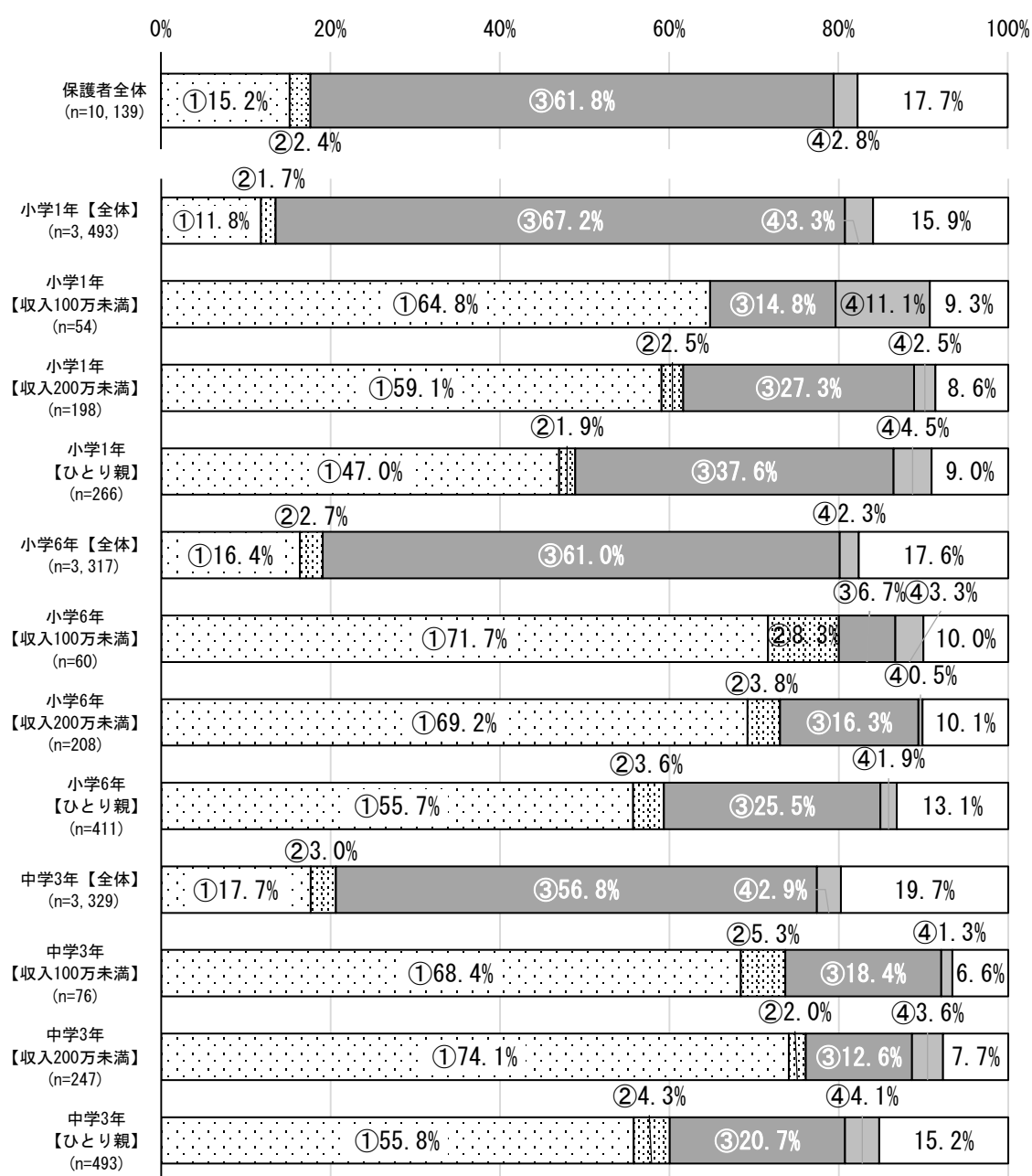
※ H18 年 1 月 佐土原町、田野町、高岡町合併、H22 年 3 月清武町合併

保護者アンケート(小学1年生、小学6年生、中学3年生)によると、就学援助を「受けている」又は「受けたことがある」と回答した世帯の割合は、保護者全体では17.6%、小学1年生が13.5%、小学6年生が19.1%、中学3年生が20.7%と、子どもの学年が上がるにつれ、就学援助を受けた経験のある割合も高くなっています。

また、年収200万円未満の世帯と、ひとり親世帯の就学援助を受けている割合は、年収200万円未満の世帯では最大で80.0%(小学6年生世帯年収100万未満)、ひとり親世帯では60.1%(中学3年生)となっています。

図表 1-15 就学援助受給の有無

□①受けている □②受けたことがある □③受けたことがない □④わからない □無回答



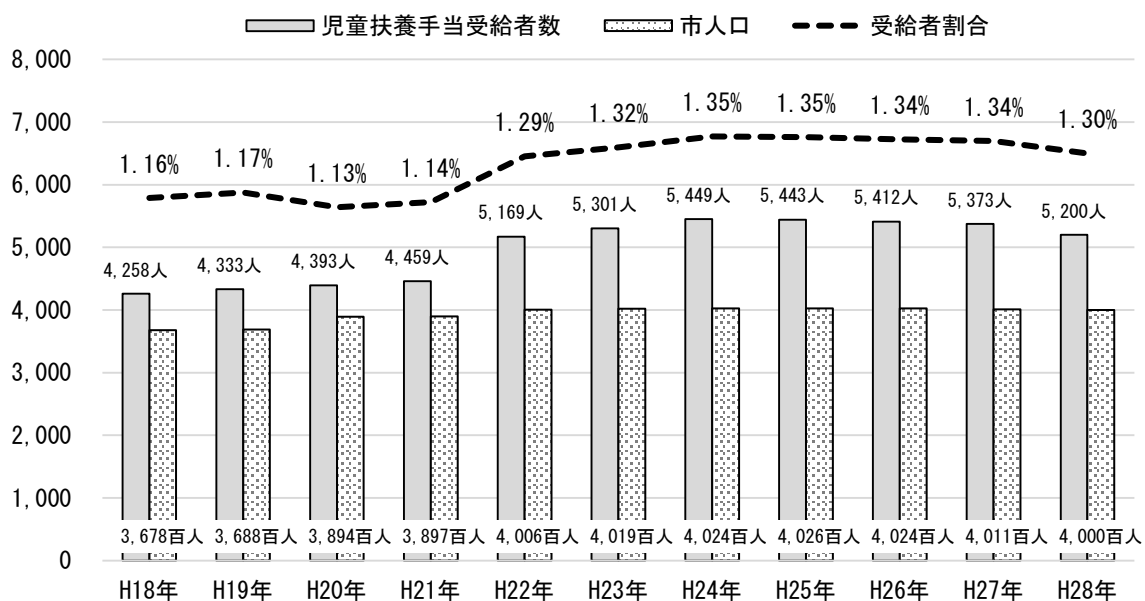
◆児童扶養手当受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は、平成22年3月(清武町合併)以降5千人強で推移しており平成28年には5,200人となっております。

総人口に占める受給者割合は、合併に伴い平成22年には1.29%と前年度と比較し0.15%増加しており、平成28年の受給者割合は1.30%となっております。

図表 1-16 宮崎市の児童扶養手当受給者数・受給者割合の推移

区分	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
児童扶養手当受給者数	4,258	4,333	4,393	4,459	5,169	5,301	5,449	5,443	5,412	5,373	5,200
総人口	3,678	3,688	3,894	3,897	4,006	4,019	4,024	4,026	4,024	4,011	4,000
受給者割合	1.16%	1.17%	1.13%	1.14%	1.29%	1.32%	1.35%	1.35%	1.34%	1.34%	1.30%



出所：みやざき市の福祉(各年12月31日現在の人数)

※H18年1月 佐土原町、田野町、高岡町合併、H22年3月清武町合併



## (2) 子ども・家庭の課題と子どもの貧困

子どもの貧困は、保護者等の経済的困窮に加えて、子どもやその家庭の重層的な困難と結びついていることが多いと考えられます。支援が必要となる子どもや家庭については、生活困窮にいたる経路や、背後に抱えている課題は様ではなく、一般化できるものではありませんが、意見交換会に寄せられた意見等を整理すると下図のようになります。

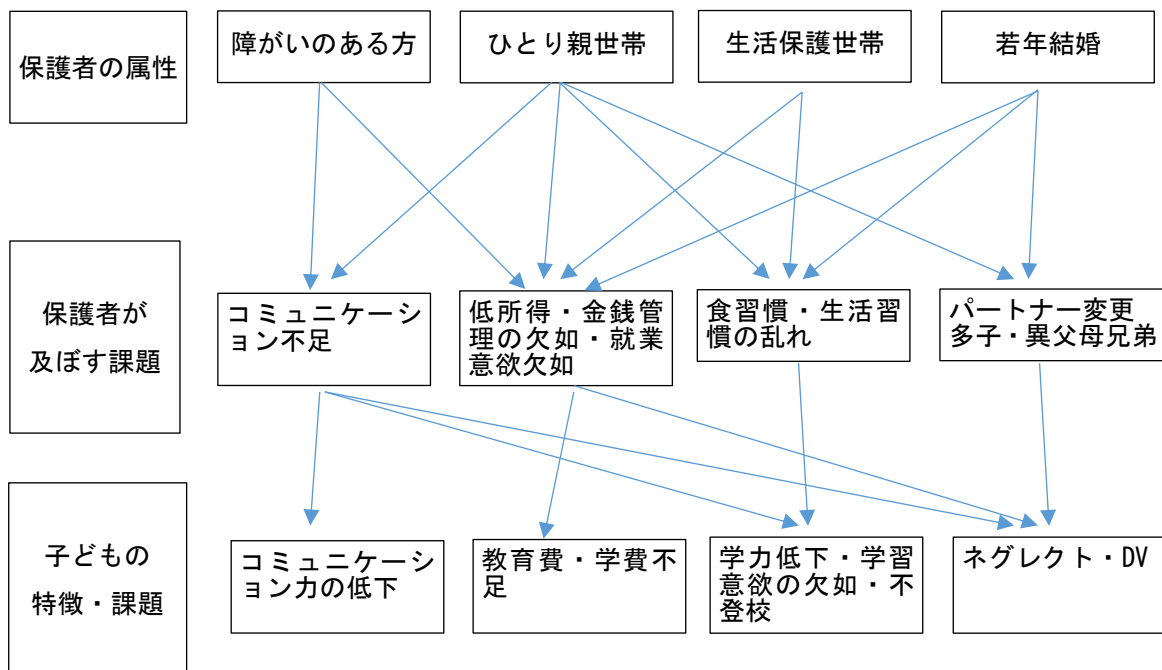
困難を抱える保護者の属性の背景には「障がいのある方」、「ひとり親世帯」、「生活保護世帯」、「若年結婚」が多いことが挙げられています。

これらの保護者の抱える課題としては、様々な背景を理由に、正規雇用での就業が難しい状況にあり、ダブルワーク等により子どもとの時間が取れないことによる「コミュニケーション不足」や「食習慣・生活習慣の乱れ」、また、保護者自身も困窮世帯で育ち、十分な養育をされていないことが挙げられており、この悪循環を断ち切る必要があります。

また、保護者の課題として、生活費等各種手当のみに依存しているケースや異性依存をしているケースも少なくなく、「就業意欲の欠如」、「パートナー変更・多子・異父母兄弟」などの課題が挙げられています。

これらの結果、子どもの特徴・課題として「コミュニケーション能力の低下」、「教育費・学費不足」、「学力低下・学習意欲の欠如」、「ネグレクト」、「DV」などが指摘されています。

図表 1-17 保護者属性別による保護者・子どもの課題

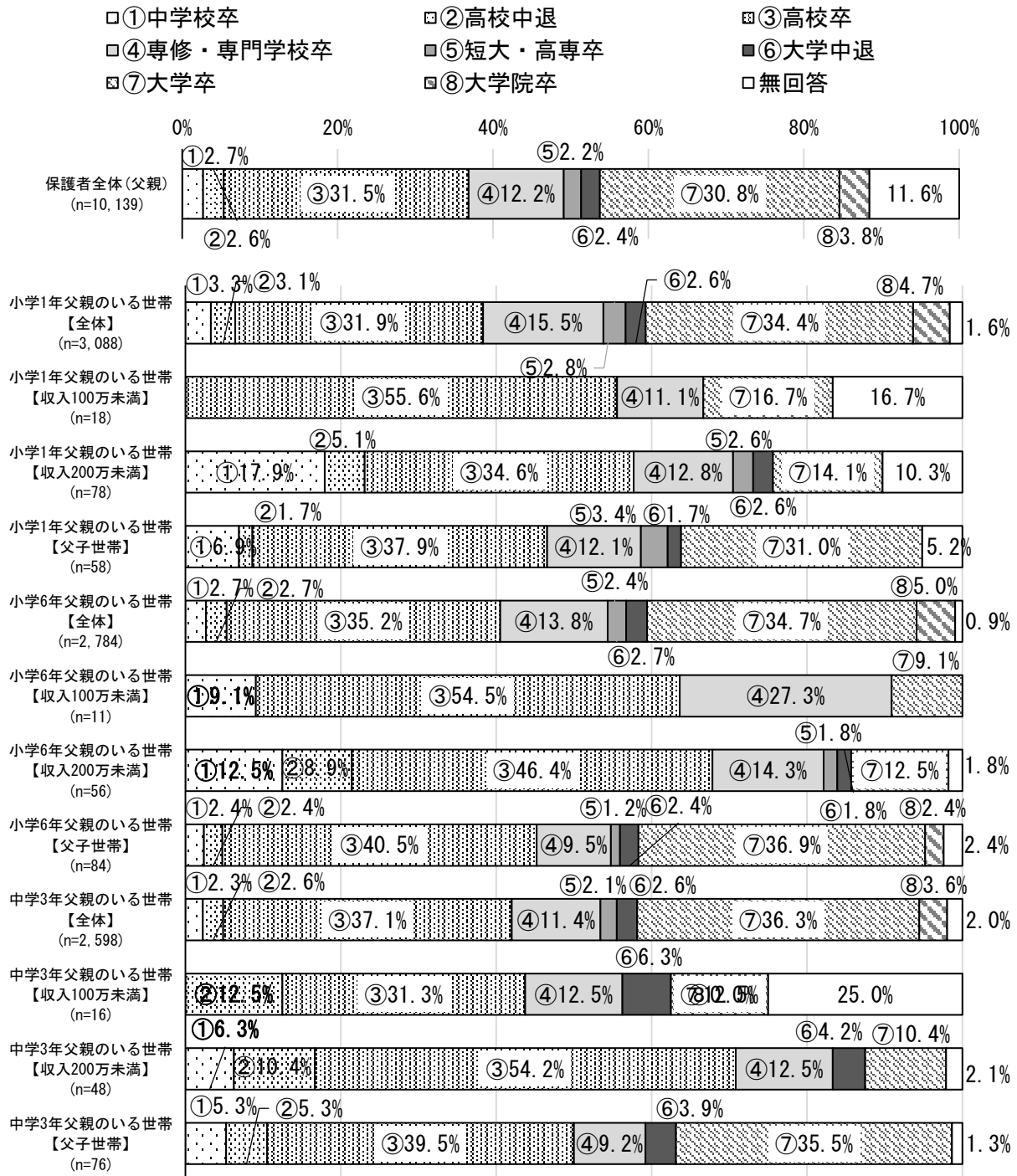


# ①保護者の抱える困難

## ◆保護者の最終学歴

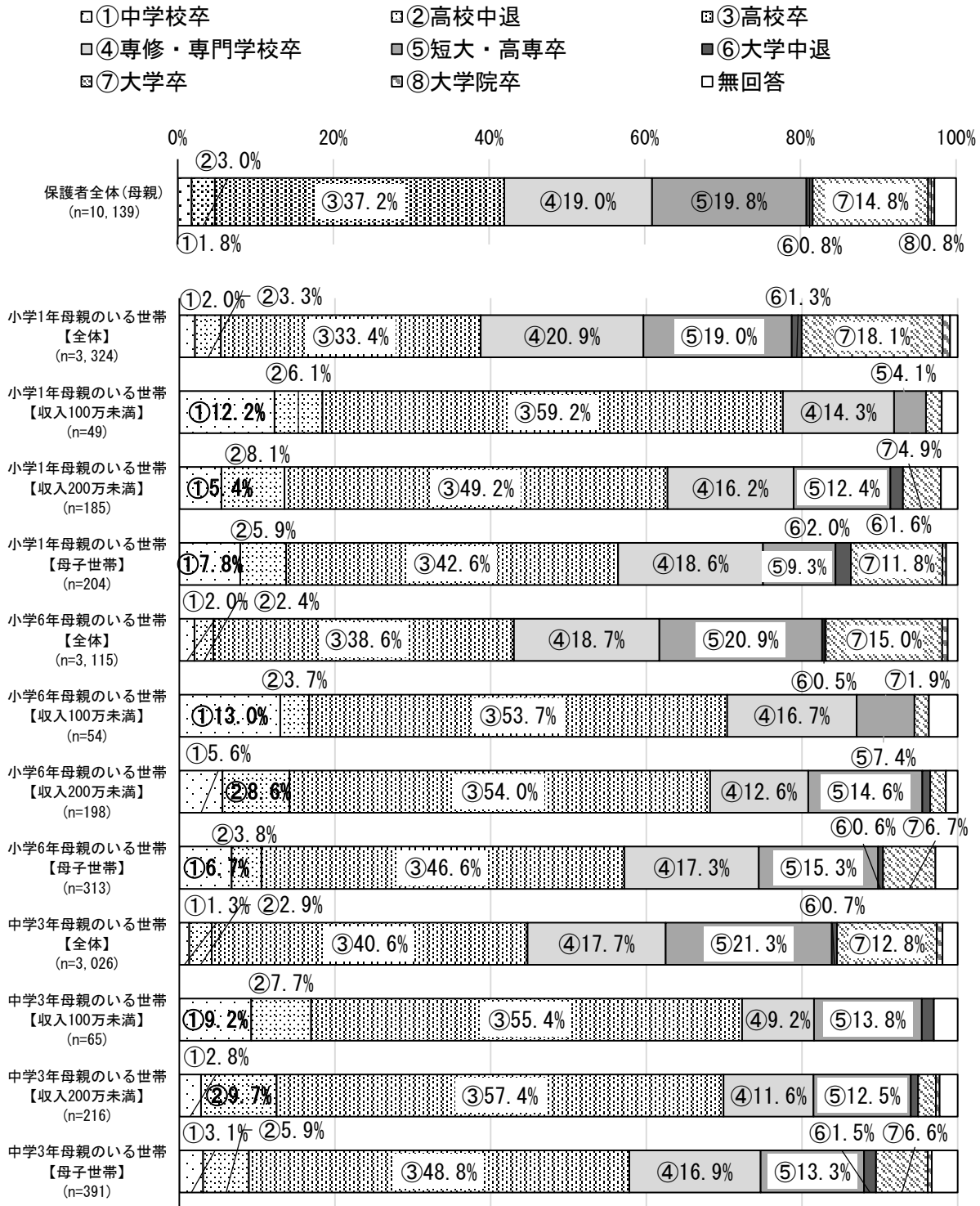
アンケート調査から、保護者の最終学歴についてみると、父親の最終学歴が「中学校卒業」あるいは「高校中退」と回答した割合は、保護者全体では5.3%、年収200万円未満の世帯においては、1割から2割程度見られます。同様に、母親の最終学歴が「中学校卒業」あるいは「高校中退」と回答した割合は、保護者全体では4.8%、年収200万円未満の世帯及びひとり親世帯では1割から2割程度見られます。

図表 1-18 保護者の最終学歴(父親)



※父子世帯及び母子世帯は、お子さんの家族構成について、同居者について「父」、「母」のいずれか1つのみ回答した方又は「父」、「母」のいずれか1つと「兄弟姉妹」に回答した方を対象とした。

図表 1-19 保護者の最終学歴(母親)



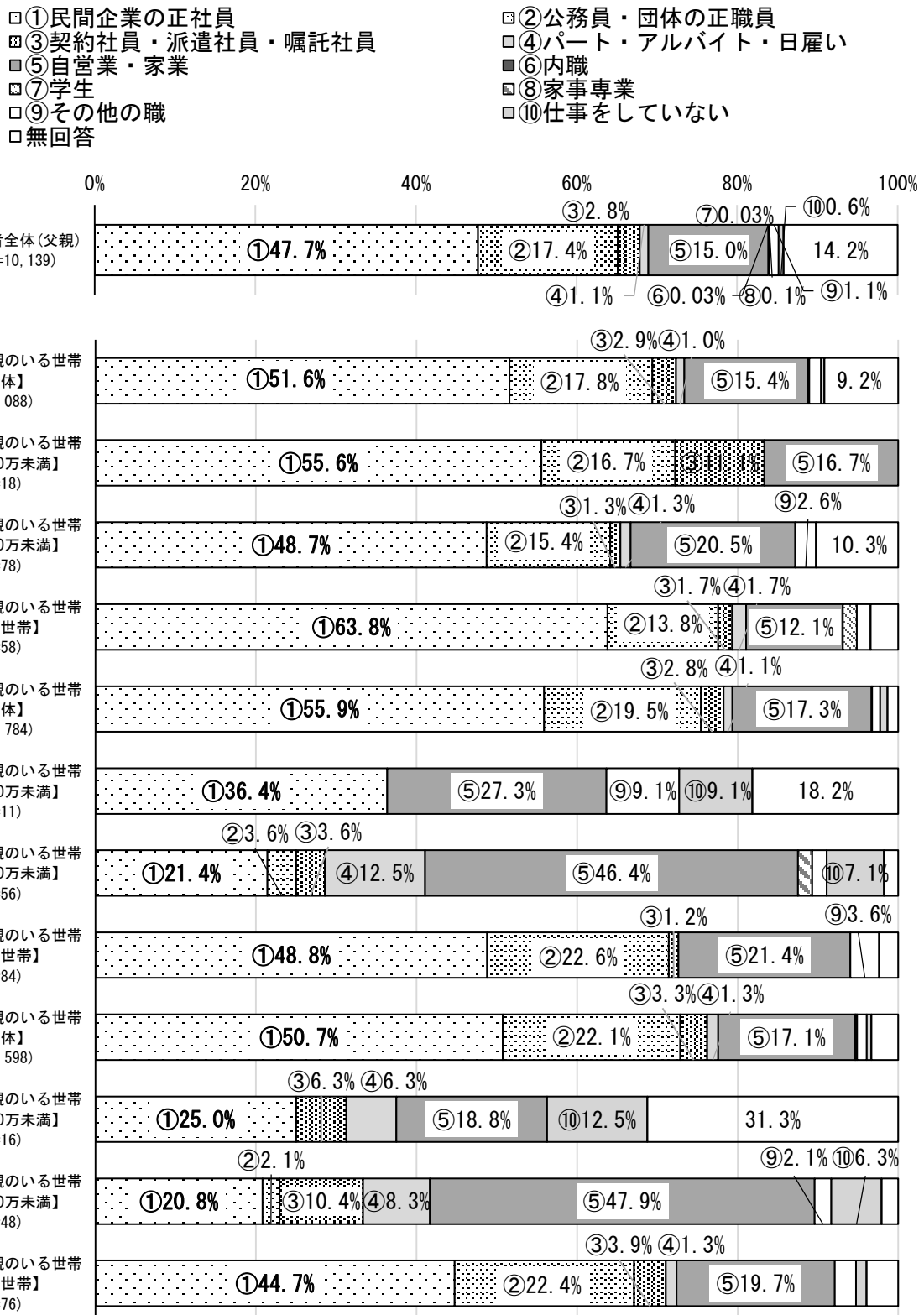
※父子世帯及び母子世帯は、お子さんの家族構成について、同居者について「父」、「母」のいずれか1つのみ回答した方又は「父」、「母」のいずれか1つと「兄弟姉妹」に回答した方を対象とした。

◆保護者の就業状況

アンケート調査から、保護者の就労状況についてみると、父親の就労状況については、保護者全体・小学1年生・小学6年生・中学3年生ともに「民間企業の正社員」の割合が高くなっています。

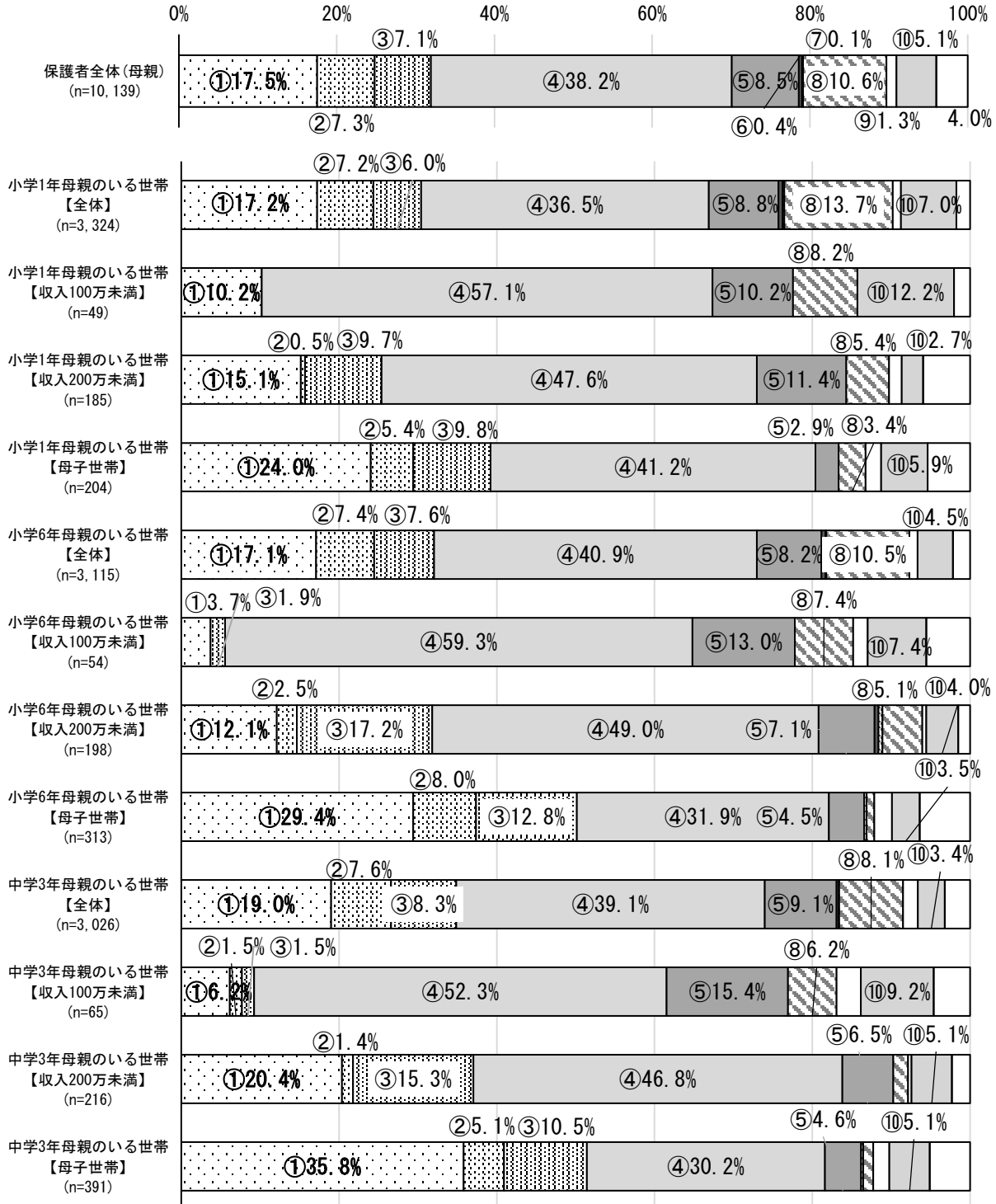
母親の就労状況については、保護者全体・小学1年生、小学6年生、中学3年生ともに「パート・アルバイト・日雇い」の割合が高くなっています。

図表 1-20 保護者の就労状況(父親)



図表 1-21 保護者の就労状況(母親)

- ①民間企業の正社員
- ②公務員・団体の正職員
- ③契約社員・派遣社員・嘱託社員
- ④パート・アルバイト・日雇い
- ⑤自営業・家業
- ⑥内職
- ⑦学生
- ⑧家事専業
- ⑨その他の職
- ⑩仕事をしていない
- 無回答



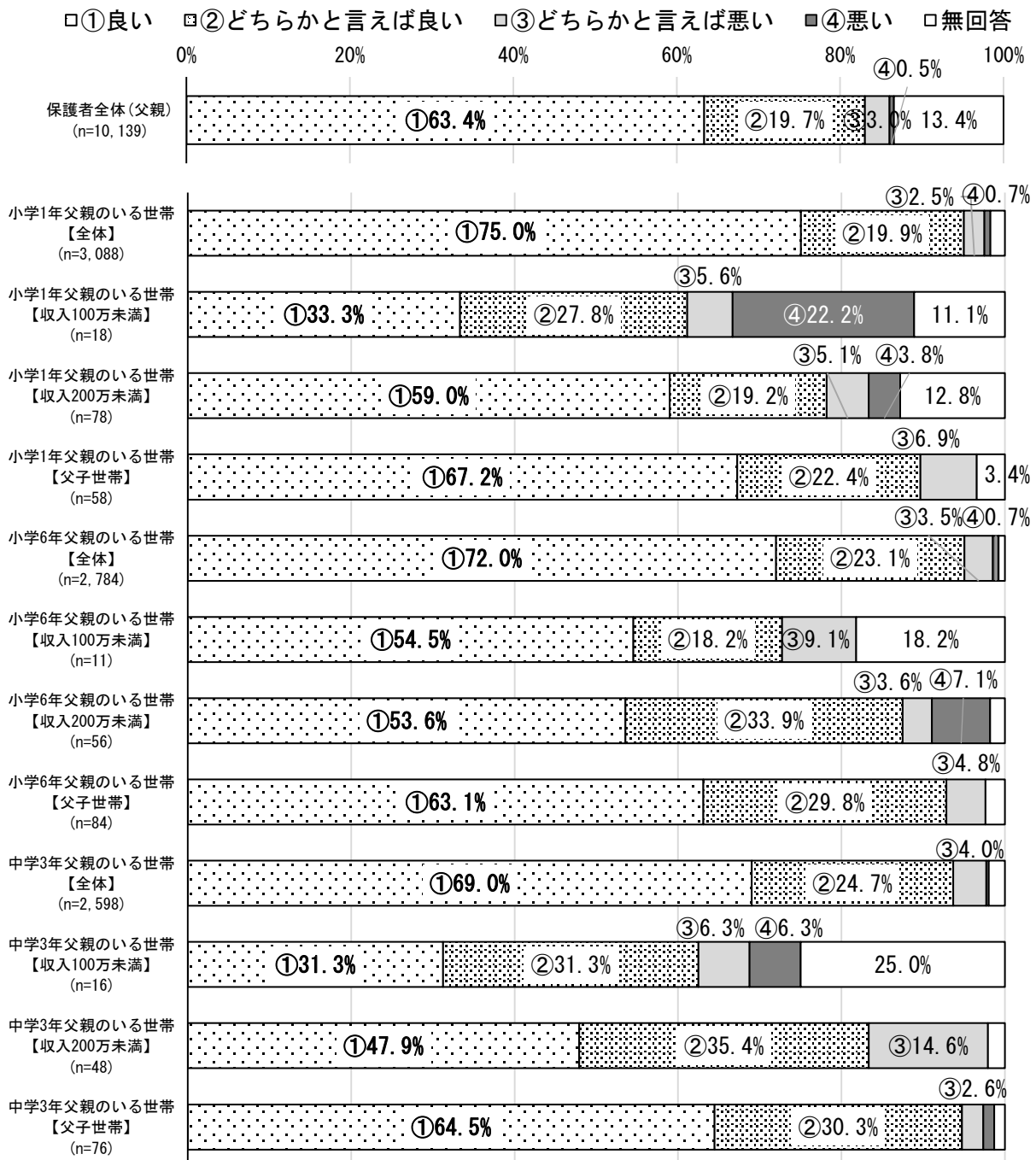
◆保護者の健康状態

アンケート調査から、保護者の健康についてみると、父親の健康状態について、全体では8割以上の父親が「良い」または「どちらかと言えば良い」と回答しているものの、年収200万円未満の世帯においては、「どちらかと言えば悪い」または「悪い」と回答している方も少なくなく、最大で27.8%(小学1年生世帯年収100万未満)となっています。

母親の健康状態についても、全体では9割程度の母親が「良い」または「どちらかと言えば良い」と回答しているものの、年収200万円未満の世帯及び母子世帯において、「悪い」と回答している方も少なくなく、最大で29.3%(中学3年生世帯年収100万未満)となっています。

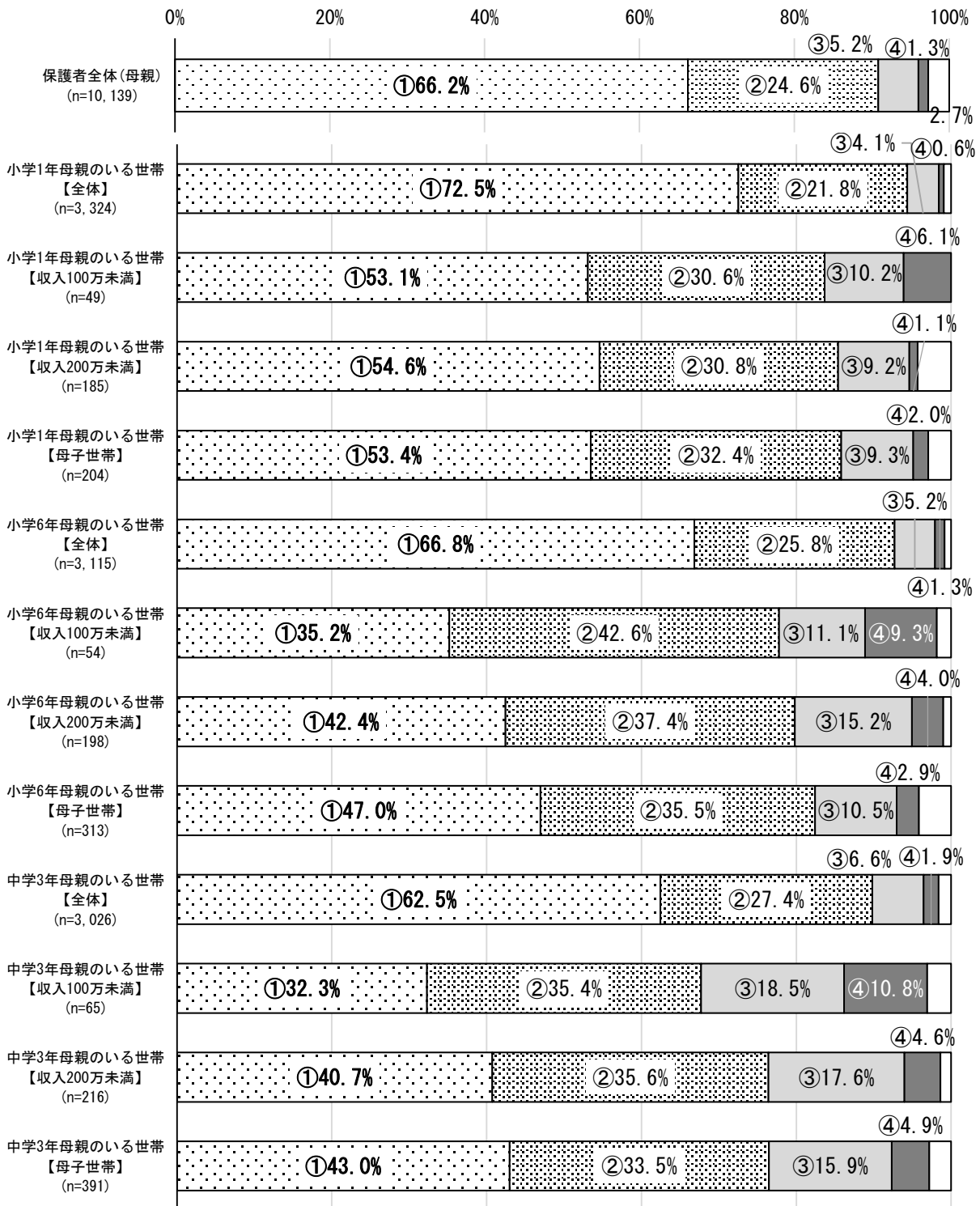
また、母親の健康状態は、子どもの学年が上がるにつれ「悪い」「どちらかと言えば悪い」と回答する方の割合が高くなっています。

図表 1-22 保護者の健康状態(父親)



図表 1-23 保護者の健康状態(母親)

□①良い □②どちらかと言えば良い □③どちらかと言えば悪い □④悪い □無回答



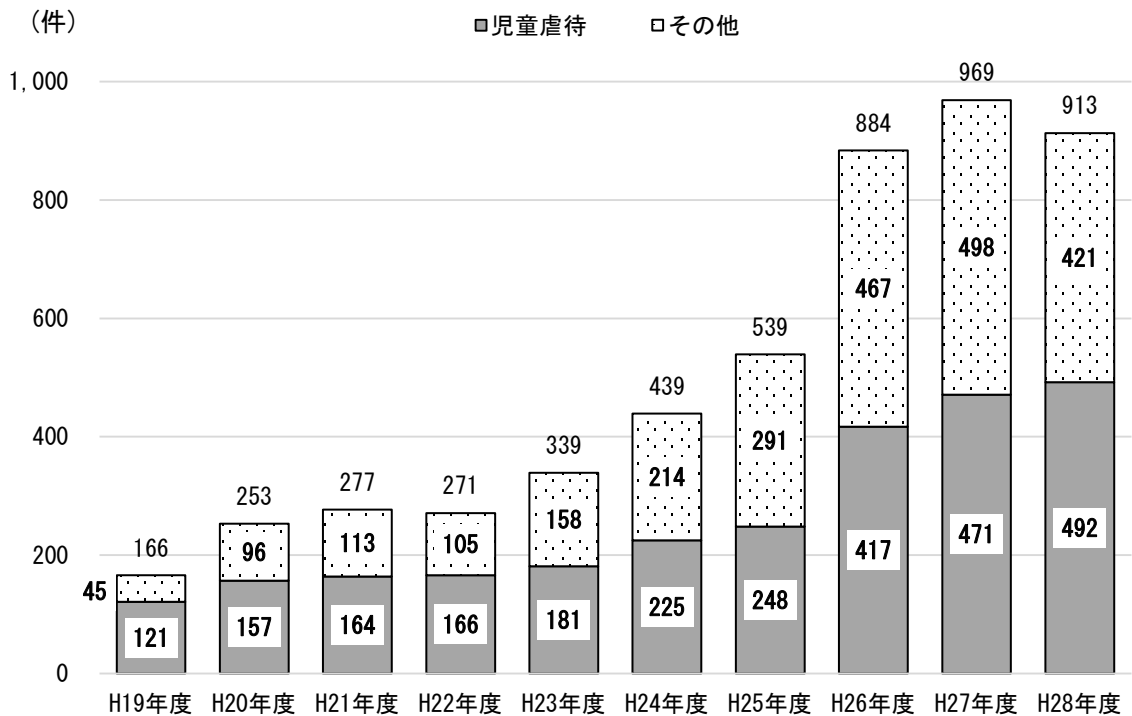
## ②子どもの抱える困難

### ◆養護相談件数

本市の家庭児童相談室に寄せられた養護相談受付件数は、平成 26 年以降急激に増加しています。養護相談には、「児童虐待」、「その他（虐待には該当しないものの保護者が子どもを養育することが、困難な状況にあるなど、環境的問題を有する子どもたちに関係する相談）」が含まれており、虐待に対する社会的関心の高まりと合わせて、地域社会からの孤立やその他複数の社会的要因により、育児不安を抱えた家庭が増加していると考えられます。

図表 1-24 宮崎市の養護相談件数の推移

区分	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
児童虐待	121	157	164	166	181	225	248	417	471	492
その他	45	96	113	105	158	214	291	467	498	421
計	166	253	277	271	339	439	539	884	969	913



出所：みやざき市の福祉(各年3月31日現在)

※H18年1月 佐土原町、田野町、高岡町合併、H22年3月清武町合併

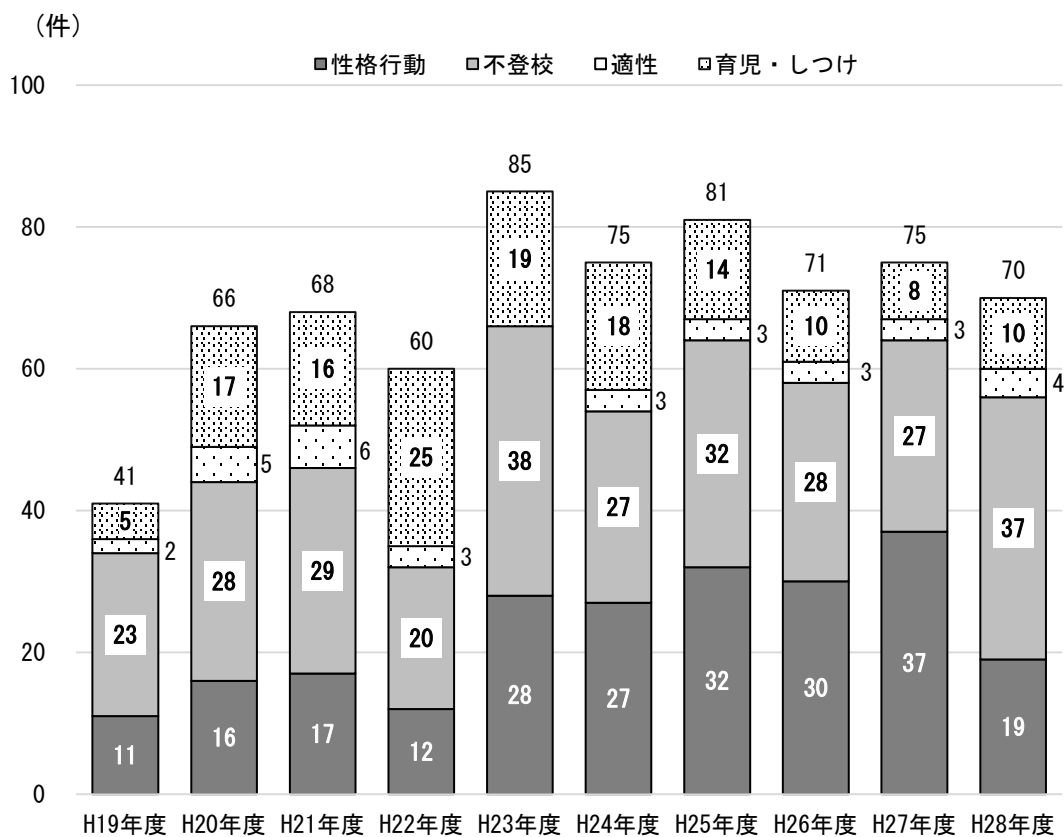


◆育成相談件数

本市の家庭児童相談室に寄せられた育成相談件数は、平成 28 年度には 70 件となっています。育成相談件数の内訳をみると「不登校」、「性格行動」に関する育成相談が多くなっています。

図表 1-25 宮崎市の育成相談件数の推移

区分	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
性格行動	11	16	17	12	28	27	32	30	37	19
不登校	23	28	29	20	38	27	32	28	27	37
適性	2	5	6	3	0	3	3	3	3	4
育児・しつけ	5	17	16	25	19	18	14	10	8	10
計	41	66	68	60	85	75	81	71	75	70



出所：みやざき市の福祉(各年3月31日現在)

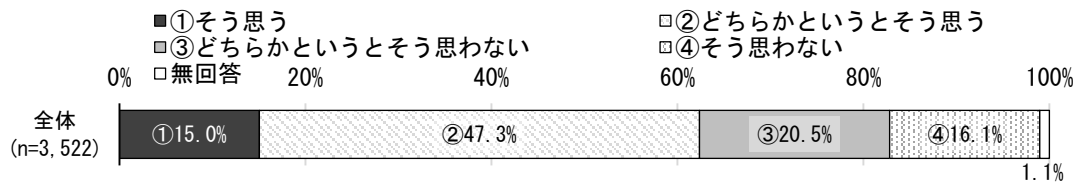
※H18年1月 佐土原町、田野町、高岡町合併、H22年3月清武町合併

◆子どもの孤独の状況

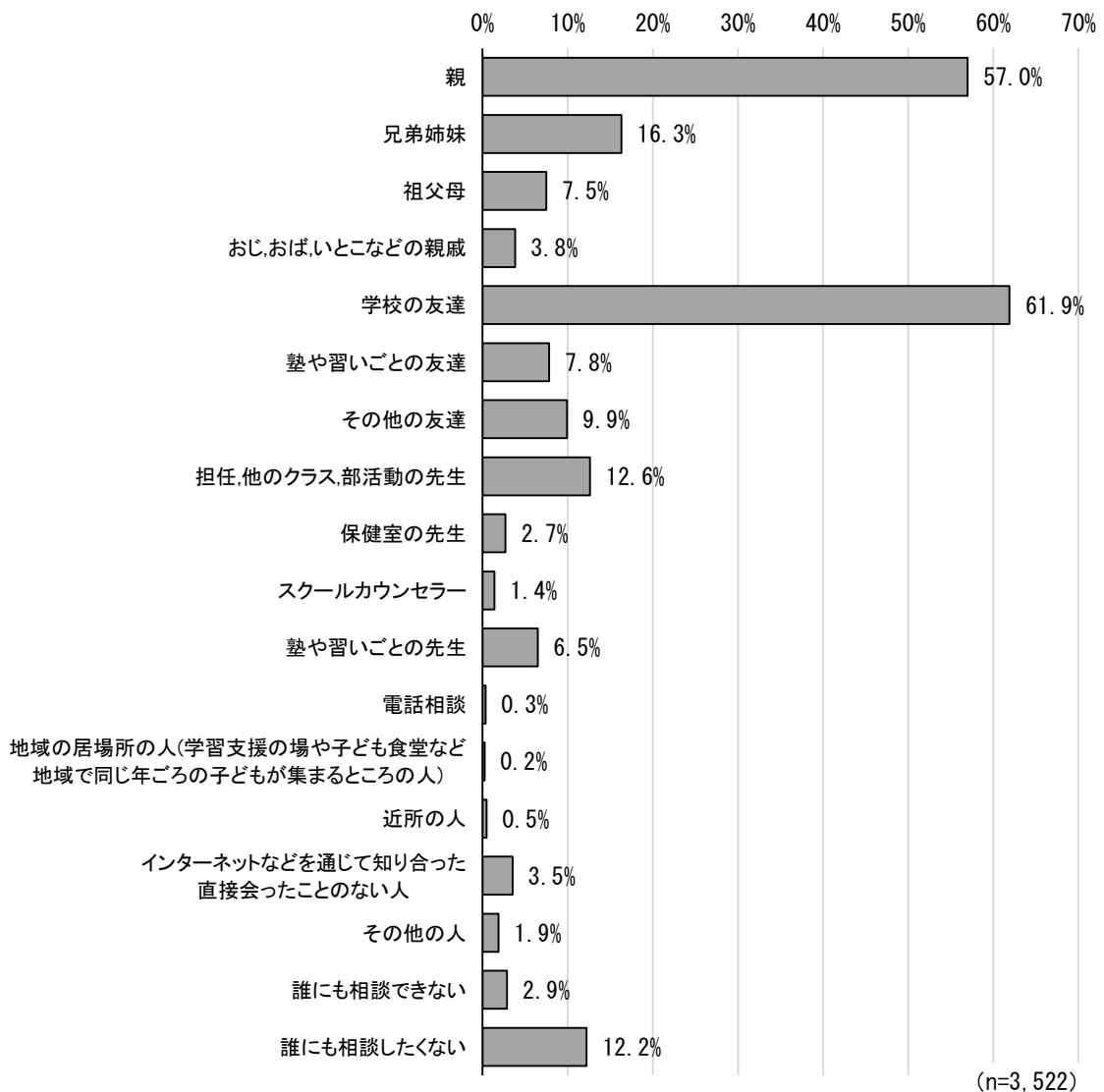
中学3年生を対象としてアンケート調査によると、大人は信用できるかについて、信用できる(「そう思う」+「どちらかというと思う」)が62.3%、信用できない(「どちらかというと思わない」+「そう思わない」)が36.6%となっています。

また、悩みごとがあるとき誰に相談するかについて、「学校の友達」が61.9%と最も高く、次いで「親」の57.0%となっています。一方で、「誰にも相談できない」は2.9%、「誰にも相談したくない」は12.2%となっています。

図表 1-26 大人は信用できる



図表 1-27 悩みごとの相談相手



### ③支援について

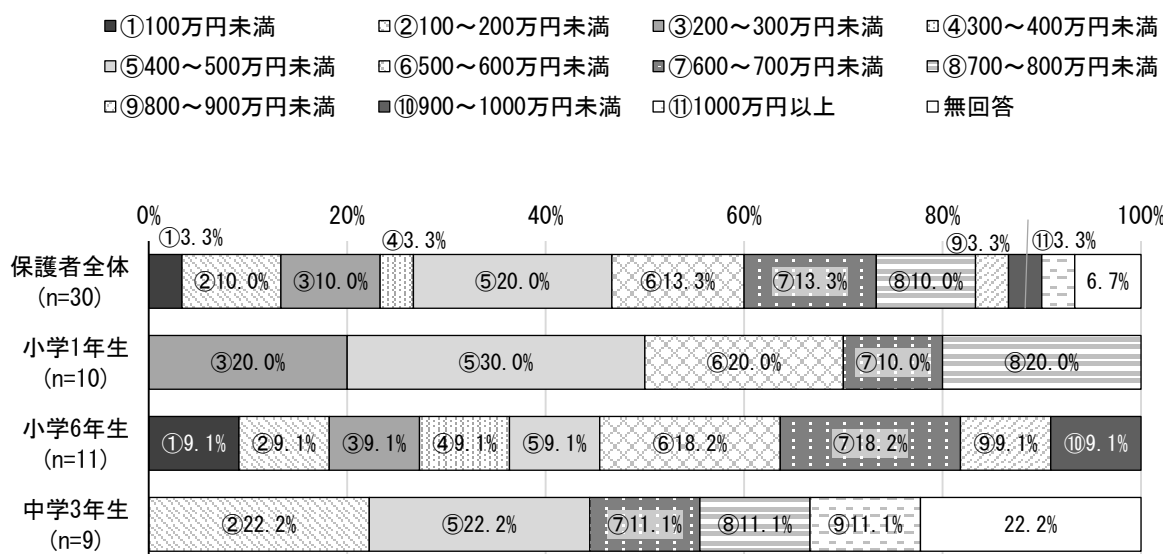
#### ◆食事の提供

子ども食堂を利用している方の世帯年収割合をみると、保護者全体では「400～500万円未満」が最も多く、次いで「500～600万円未満」、「600～700万円未満」となっています。

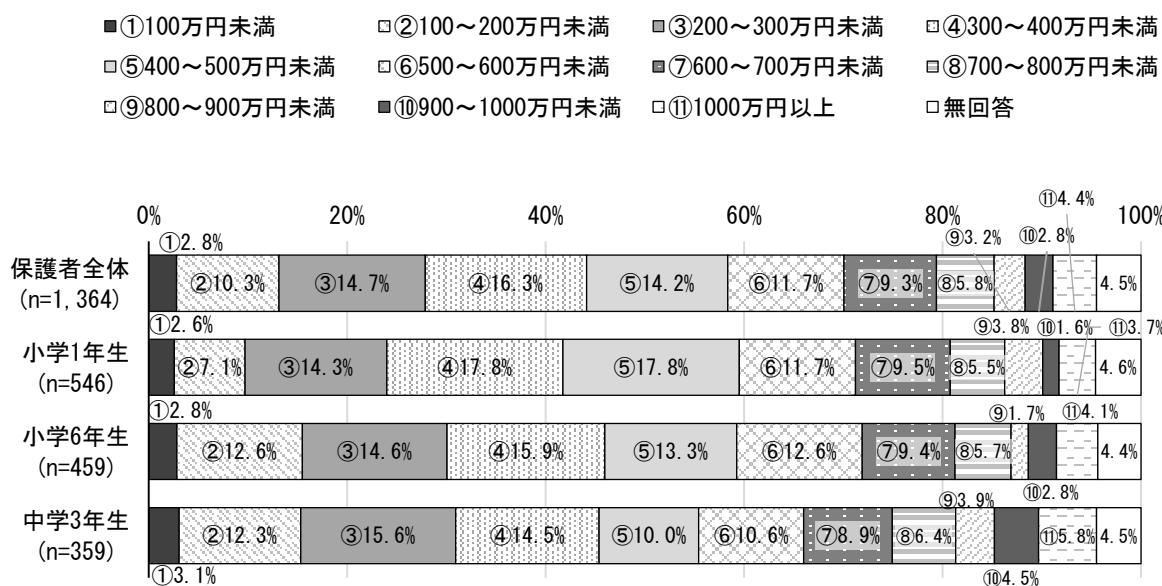
また、子ども食堂の利用を希望している方の世帯年収をみると、保護者全体では「300～400万円未満」が最も多く、次いで「200～300万円未満」、「500～600万円未満」となっています。

子ども食堂の利用状況・利用希望について、世帯年収にかかわらず、一定の利用状況及び利用希望がみられており、この要因として、夫婦共働き世帯など保護者の就業状況も関わりがあると考えられます。

図表 1-28 子ども食堂を利用している方の世帯年収



図表 1-29 子ども食堂の利用を希望している方の世帯年収



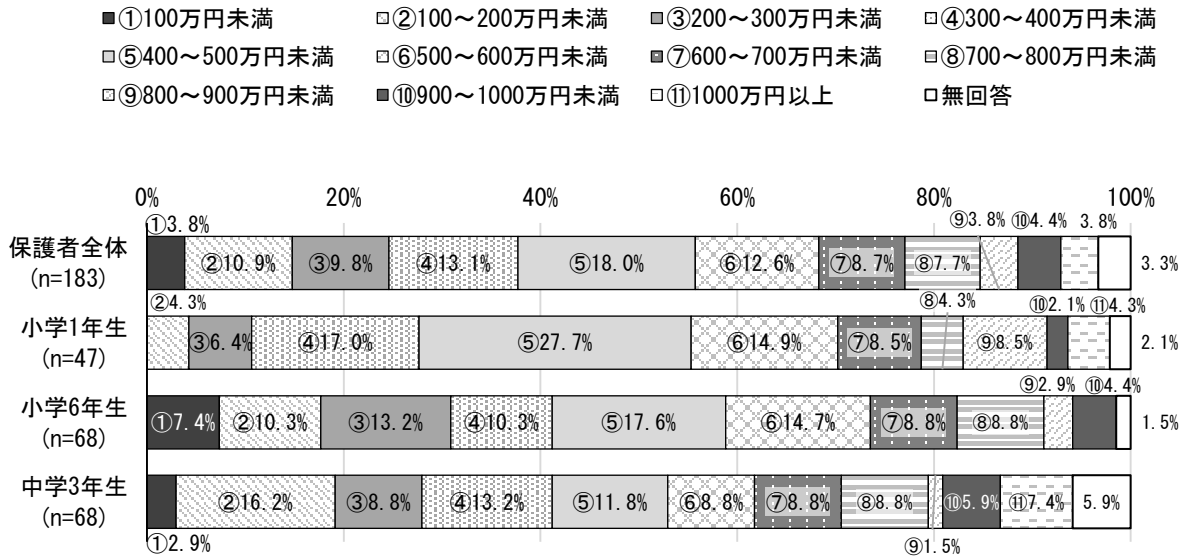
◆学習支援

低料金の学習支援を利用している方の世帯年収割合をみると、保護者全体では「400～500万円未満」が最も多く、次いで「300～400万円未満」となっています。

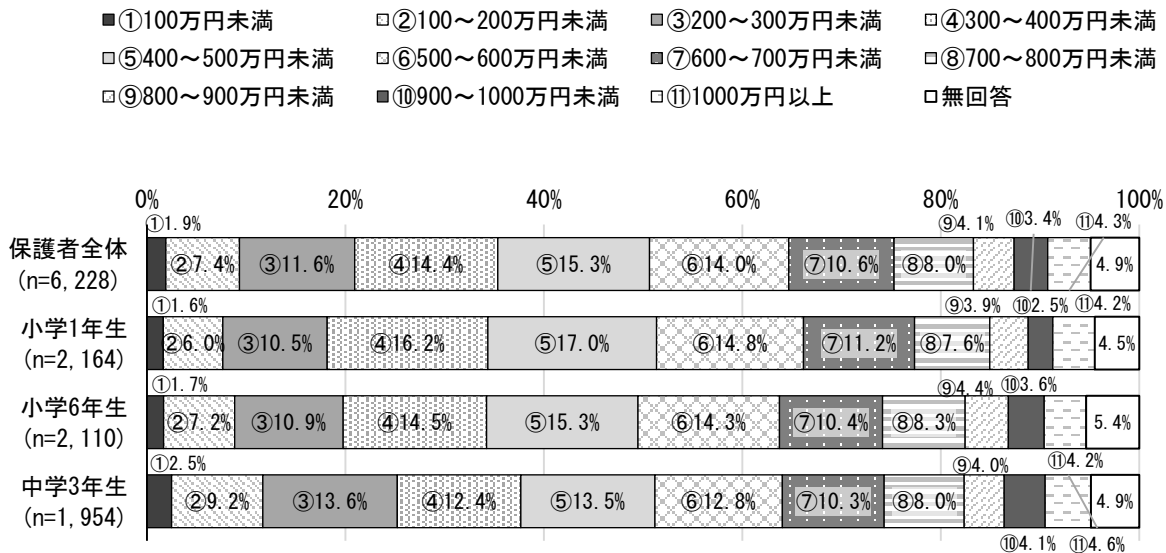
低料金の学習支援を利用している方の世帯年収割合を子どもの学年別にみると、「小学1年生」と比較し、「小学6年生」、「中学3年生」では、世帯年収300万円未満の世帯の割合が高くなっています。また、低料金の学習支援の利用を希望している方の世帯年収も同様に、保護者全体では「400～500万円未満」が最も多く、次いで「300～400万円未満」、「500～600万円未満」となっています。

低料金の学習支援の利用状況・利用希望について、世帯年収にかかわらず、一定の利用状況及び利用希望がみられ、この要因として、子ども食堂同様に、夫婦共働き世帯など保護者の就業状況や放課後の子どもの居場所づくりとして低料金の学習支援が望まれていると考えられます。

図表 1-30 学習支援を利用している方の世帯年収



図表 1-31 学習支援の利用を希望している方の世帯年収



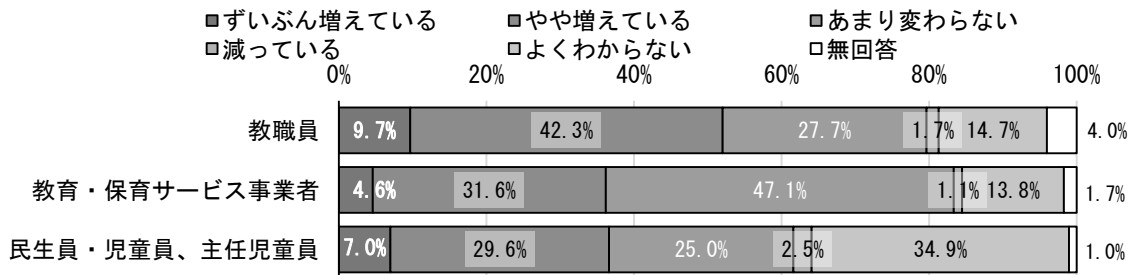
### (3) その他アンケート

「教職員」、「教育保育サービス提供事業者」、「民生委員・児童委員、主任児童委員」

#### ①生活に困窮する子どもの増加について

アンケート調査から、増えている（「ずいぶん増えている」＋「やや増えている」）と回答した割合は、教職員で52.0%、教育・保育サービス事業者で36.2%、民生委員・児童委員、主任児童委員では36.6%となっており、教職員の約半数は、「生活困窮の子ども」の増加を感じていることがわかります。

図表 1-32 生活困窮する子どもの増加について

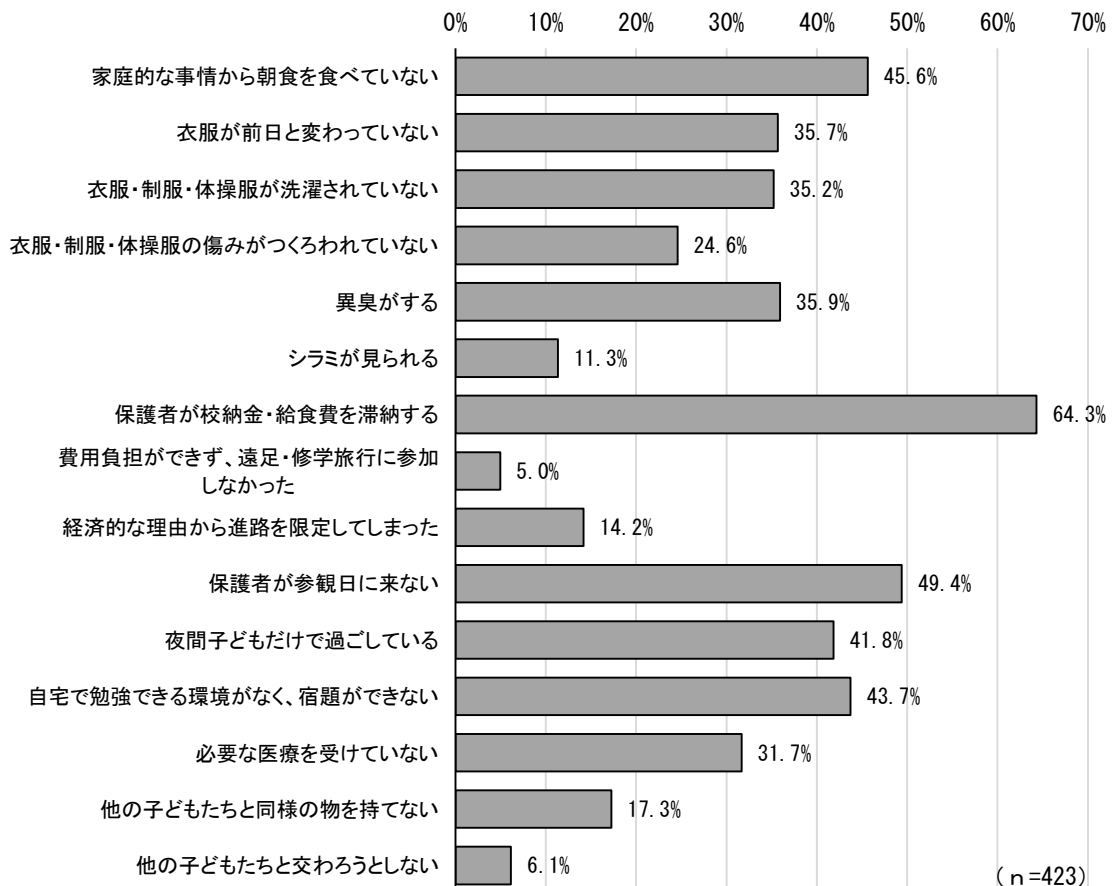


#### ②子どもの状況から伺える特徴的な困窮の状況

##### ◆教職員

子どもの状況からうかがえる特徴的な困窮の状況として、「保護者が校納金・給食費を滞納する」が64.3%と最も高く、次いで「保護者が参観日に来ない」の49.4%、「家庭的な事情から朝食を食べていない」の45.6%となっています。

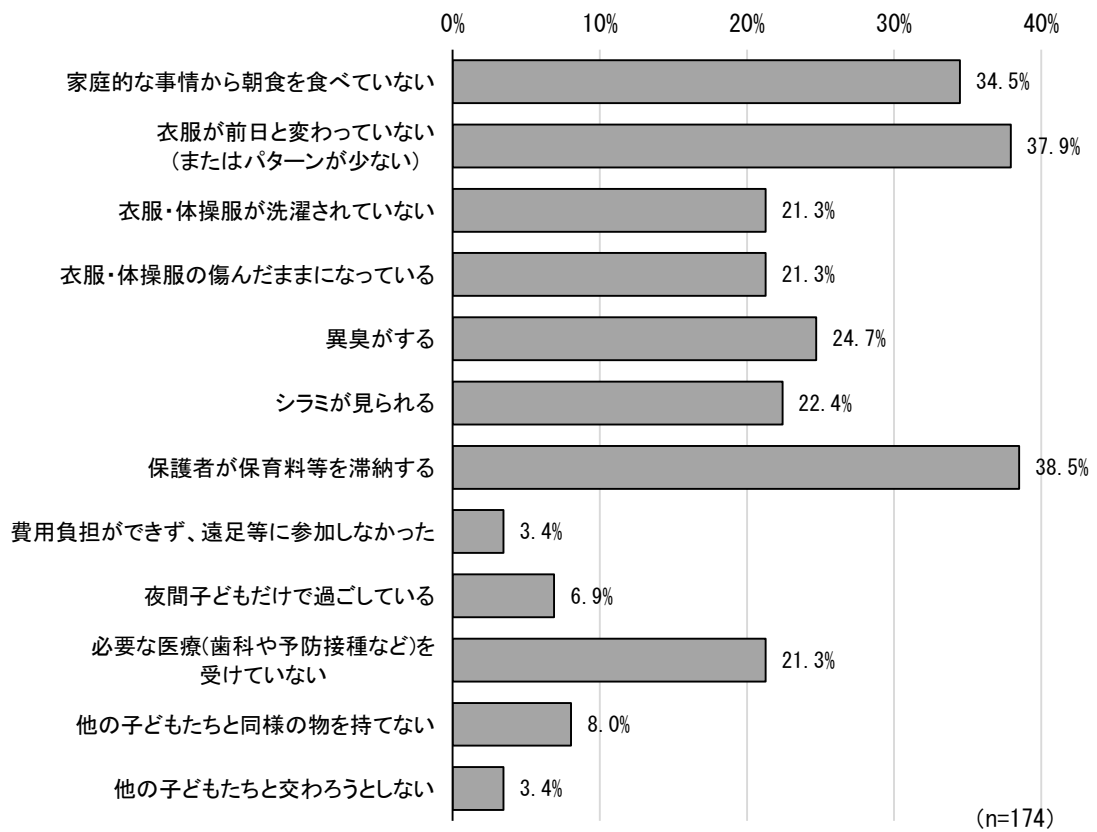
図表 1-33 子どもの状況から伺える特徴的な困窮の状況(教職員)



#### ◆教育・保育サービス提供事業者

施設内の子どもの状況からうかがえた特徴的な困窮の状況については、「保護者が保育料等を滞納する」が 38.5%と最も高く、次いで「衣服が前日と変わっていない（またはパターンが少ない）」の 37.9%、「家庭的な事情から朝食を食べていない」の 34.5%となっています。

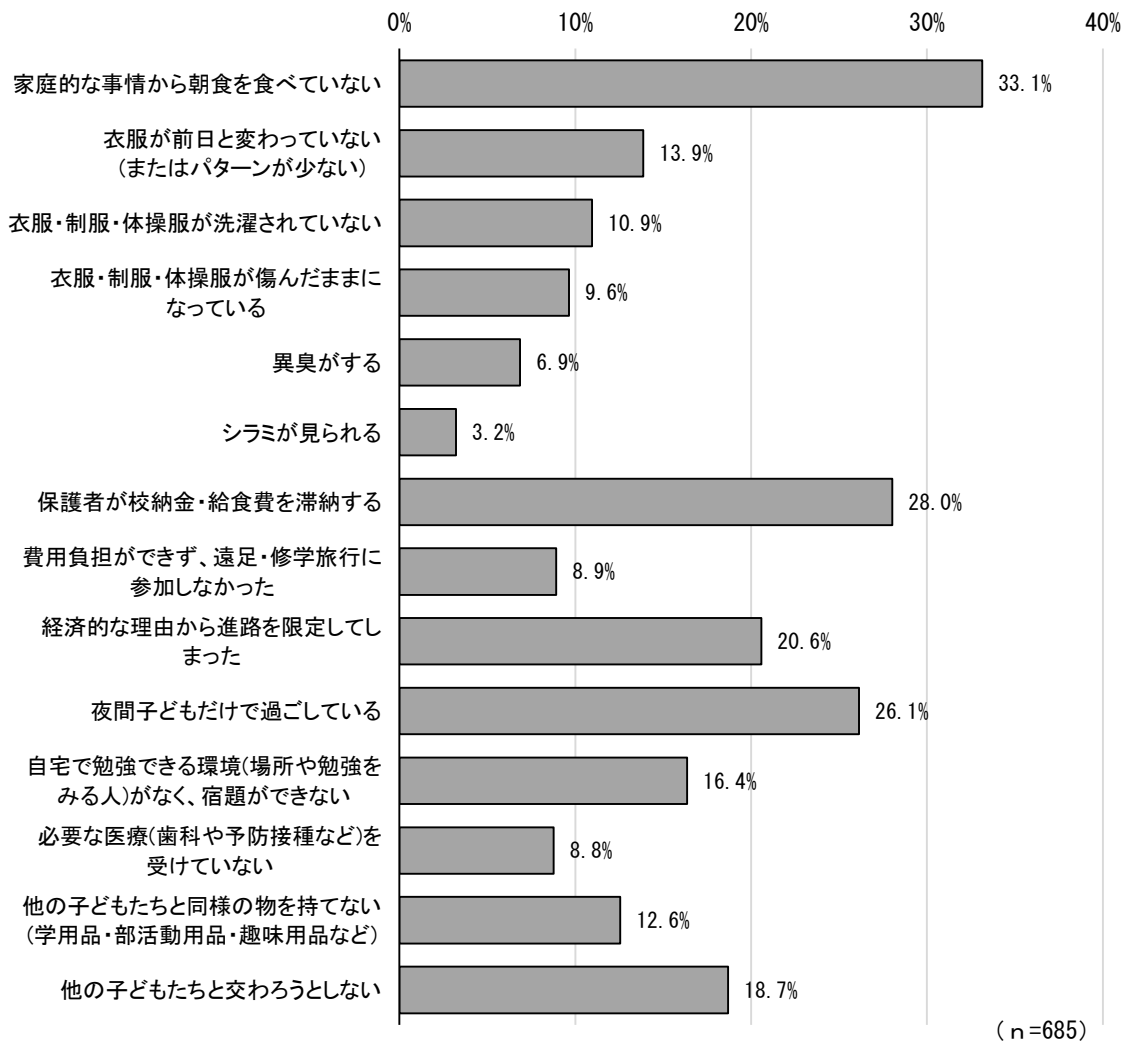
図表 1-34 子どもの状況から伺える特徴的な困窮の状況(教育・保育サービス提供事業者)



◆民生委員・児童委員、主任児童委員

市内の子どもの様子からうかがえた特徴的な困窮の状況については、「家庭的な事情から朝食を食べていない」が33.1%と最も高く、次いで「保護者が校納金・給食費を滞納する」の28.0%、「夜間子どもだけで過ごしている」の26.1%となっています。

図表 1-35 子どもの状況からうかがえる特徴的な困窮の状況(民生委員・児童委員、主任児童委員)



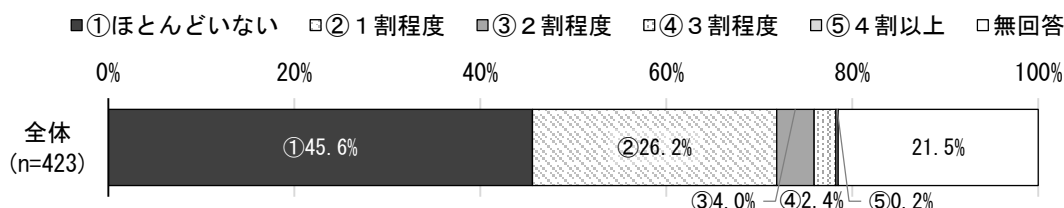
### ③生活困窮が伺える子どもの割合

生活困窮がうかがえる児童・生徒の割合について、「ほとんどいない」が高いものの、生活困窮がうかがえる児童がいる（選択肢のうち「1割程度」から「4割以上」と回答した割合も教職員、教育・保育サービス事業者では、3割程度見受けられています。

#### ◆教職員

担任するクラスで生活困窮がうかがえる児童生徒がいる割合について、「ほとんどいない」が45.6%と最も高いものの、生活困窮が伺える児童の割合（選択肢のうち「1割程度」から「4割以上」と回答した方の合計）は32.8%となっています。

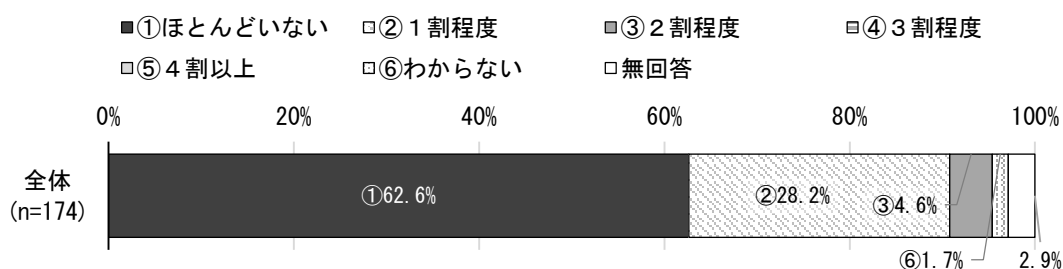
図表 1-36 生活困窮が伺える子どもの割合(教職員)



#### ◆教育・保育サービス事業者

施設内における生活困窮がうかがえる児童の割合は、「ほとんどいない」が62.6%と最も高いものの、生活困窮が伺える児童の割合（選択肢のうち「1割程度」から「4割以上」と回答した方の合計）は32.8%となっています。

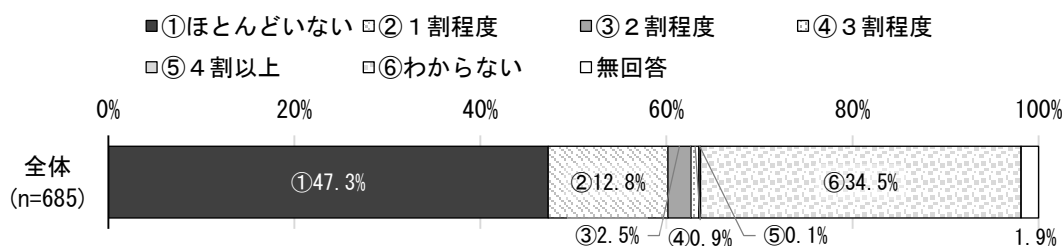
図表 1-37 生活困窮が伺える子どもの割合(教育・保育サービス事業者)



#### ◆民生委員・児童委員、主任児童委員

担当地区において生活困窮がうかがえる児童生徒の割合は、「ほとんどいない」が47.3%と最も高いものの、生活困窮が伺える児童の割合（選択肢のうち「1割程度」から「4割以上」と回答した方の合計）は16.3%となっています。

図表 1-38 生活困窮が伺える子どもの割合(民生委員・児童委員、主任児童委員)

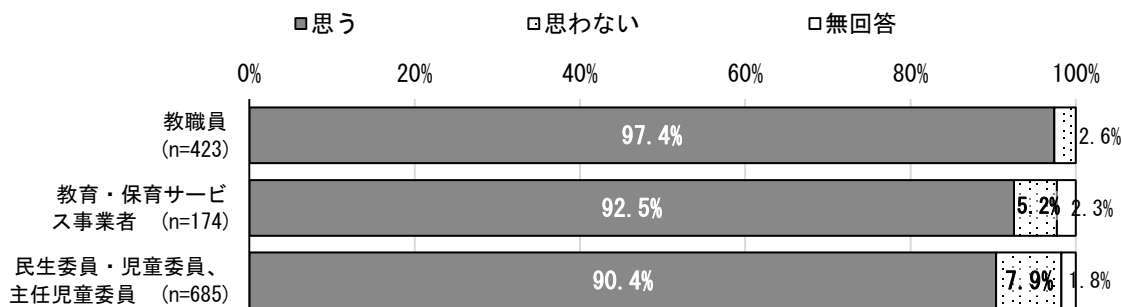




#### ④生活困窮が学力に影響を及ぼすと思うか

生活困窮が学力に影響を及ぼすと思うかについて、「思う」が最も高くなっています。

図表 1-39 生活困窮が学力に影響を及ぼすと思うか



#### ⑤重点的子どもの貧困対策に対する具体的取り組みについて

政府の「子どもの貧困対策大綱」では、子どもの貧困対策の重点として、「学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開」「教育と福祉の連携」が謳われており、これらの具体化としてどのような取り組みが有効かについて、教職員では「教職員の追加配置または業務軽減」が最も高く、教育・保育サービス事業者では、「訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チームの市での配置」と「学校と違う居場所である親子の居場所支援団体やフリースクールと学校との連携」、民生委員・児童委員、主任児童委員では「学校と違う居場所である親子の居場所支援団体やフリースクールと学校との連携」が最も高くなっています。

教職員は現在の業務体制に対する課題、教育・保育サービス事業者、民生委員・児童委員、主任児童委員では他関係機関との連携が望まれています。

図表 1-40 具体的取り組み

